

令和6年 第5回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和6年南会津町議会全員協議会会議録目次

12月13日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	5
(1) 南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第 3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～（素案）について	5
(2) 町有観光施設の今後の方針（素案）について	19
(3) 会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者に ついて	39
(4) 会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募について	48
(5) 館岩地域の教育環境の維持に関する方針について	55
(6) 下水道使用料の改定について	60
(7) 物品購入契約の追認について（過去に購入した教師用教科書等の購入契約）	64
(8) 下水道使用料の賦課漏れについて	70
◎会議時間の延長	76
◎その他	76
南会津町議会議場スクリーン活用実施要綱の準用について	76
◎閉会の宣告	77

令和6年第5回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和6年12月13日（金曜日）午前11時10分開会

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

- (1) 南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～（素案）について
- (2) 町有観光施設の今後の方針（素案）について
- (3) 会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者について
- (4) 会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募について
- (5) 館岩地域の教育環境の維持に関する方針について
- (6) 下水道使用料の改定について
- (7) 物品購入契約の追認について（過去に購入した教師用教科書等の購入契約）
- (8) 下水道使用料の賦課漏れについて

4 その他

南会津町議会議場スクリーン活用実施要綱の準用について

5 閉会

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 野 精 一	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 長 補 佐
渡 辺 健 二	会 計 室 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
樋 口 和 夫	商 工 観 光 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 秀 和	観 光 交 流 係 長	阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長
塩 生 敬 久	住 民 生 活 課 長	林 明 宏	学 校 教 育 課 長 補 佐
山 内 秀 剛	学 校 教 育 課 主 幹	須 江 健 太	学 校 教 育 課 長 補 佐
廣 野 友 一 郎	教 育 委 員 会 分 室 長	室 井 利 和	教 育 委 員 会 分 室 長 補 佐
遠 藤 知 樹	生 涯 学 習 課 長	山 内 大 和	建 設 課 長
橘 昭	環 境 水 道 課 長	星 貴 夫	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	農 林 課 長	渡 部 浩 明	環 境 水 道 課 長 補 佐
菅 家 康 夫	税 務 課 長	平 野 芳 和	経 営 係 長
星 徹 也	伊 南 総 合 支 所 長	大 桃 悟	農 業 委 員 会 長
	南 郷 総 合 支 所 長		事 務 局 長
	振 興 課 長		館 岩 総 合 支 所 長
			南 郷 総 合 支 所 長
			南 郷 総 合 支 所 長 補 佐

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	阿久津 文 稔	議 事 係 長
-------	---------	---------	---------

開会 午前10時50分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

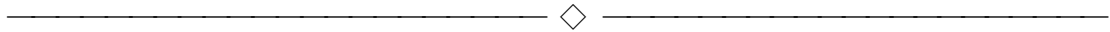
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

本日は報道関係者から傍聴及び写真撮影等の申出があり、これを許可しておりますので、ご了承ください。

ただいまから令和6年第5回南会津町議会全員協議会を開会します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第はお手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、8項目についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目の、「南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～（素案）について」であります。本町では、平成28年3月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口や産業等の現状分析を行い、人口減少が将来に与える影響を分析・考察し、目指すべき将来の方向性などを示した「南会津町人口ビジョン」と、人口ビジョンの実現や人口減少の抑制に向けた基本目標や施策の基本的方向等を定めた「南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2年度には次期計画となる「第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に改め、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めているところであります。

この「第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が今年度最終年度を迎えることから、「人口ビジョン」における人口の将来展望を見直すとともに、国が策定する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や県が策定する「ふくしま創生総合戦略」を勘案し、本町の地域資

源やデジタル技術を活用しながら、人口減少対策や町のさらなる発展を目指し、令和7年度を初年度とする「南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～」を策定するもので、アンケート調査結果などを基に素案を作成いたしましたので、その概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

次に、2点目の「町有観光施設の今後の方針（素案）について」であります。昨年度一般社団法人福島県中小企業診断協会に委託し、提出された評価結果につきまして、本年5月に議会全員協議会で評価結果の報告をさせていただき、6月には町内4か所で住民説明会を開催し、その後町民等への意見募集を行ってまいりました。

今回は、各所からの意見、今後の社会情勢等を勘案した上で、令和7年度に予定しております指定管理者の公募に向けて、町有観光施設の今後の方針を素案としてまとめましたので、その内容についてご説明させていただきたいと思います。

次に、3点目、「会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者について」であります。現在、会津田島ふれあいステーションプラザの指定管理をしております株式会社みなみあいづから、今年度をもって指定管理を終了したい旨の申出がありました。このことを受けて、次の指定管理者として会津鉄道株式会社と協議を行いましたので、現時点の協議状況を報告させていただきますとともに、レストランを含めた2階の活用を会津鉄道株式会社が「NPO法人はいつと」に依頼する方向で協議をしているところであります。つきましては、現在「NPO法人はいつと」に指定管理をしていただいております会津田島祇園会館の方向性についても影響がありますので、併せてご説明をさせていただきます。

次に、4点目、「会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募について」であります。現指定管理をしております株式会社みなみあいづから、施設の収支改善が困難であり、令和7年度以降の受託が困難になるとの協議書が提出されております。このことを受けて、新たな指定管理者の公募に向けたスケジュール等について説明をさせていただきたいと思います。

次に、5点目の「館岩地域の教育環境の維持に関する方針について」であります。館岩地域の児童生徒数の減少対策として、長期山村留学の実施に向け短期山村留学を実施しながら、課題の分析などを行ってまいりました。並行して実施した館岩地域の保護者懇談会やアンケート調査の結果等を踏まえ、今後の方向性について変更が生じることから、その方針について説明させていただきたいと思います。

次に、6点目の「下水道使用料の改定について」であります。9月の全員協議会において、下水道使用料の改定に向け、下水道事業の現状、改定に向けた使用料の考え方、改定時期等に

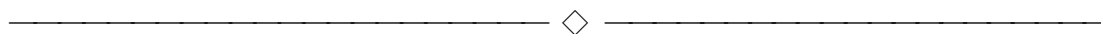
について説明させていただきました。本日は料金の単価の設定等について説明をさせていただきたいと思います。

次に、7点目の「物品購入契約の追認について」であります。本議会定例会に追認議案として「財産取得の追認について」を提案しており、提案理由で申し述べさせていただきましたが、平成27年度、令和2年度、令和6年度の各年度に使用する小学校教師用教科書、指導書等の購入契約について、本町においても議会の議決を経ずに購入契約を結んでいたことが判明いたしましたので、その概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

次に、8点目であります。「下水道使用料の賦課漏れについて」であります。公共下水道に接続されていたにもかかわらず、使用料が賦課されていない使用者が確認されましたので、その原因、賦課漏れの額、時効を迎えた額について説明させていただきます。

以上、8項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をいたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきましてより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～（素案）についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐 総合政策課課長補佐兼企画政策係長の佐藤隆士です。

私のほうから、南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～の素案の概要について説明させていただきます。

説明に入ります前に、大変恐縮ですが、資料の訂正を3か所お願いいたします。

資料のNo. 1－2になりますが、左下の（２）横断的取組の視点、視点①、視点②とございますが、この視点②新しい時代の流れを力にするの「新しい時代」を、「デジタルの普及に伴う新たな時代」に修正をお願いいたします。デジタルの普及に伴う新たな時代ということで、視点②は「デジタルの普及に伴う新たな時代の流れを力にする」となります。

続きまして、同じく資料No. 1－2の中ほどになりますが、まず基本目標①の新しいひとの流れをつくるというところの施策の基本的方向の3つ目に、移住定住促進のための条件整備と情報発信の充実強化というものがございしますが、この重要業績評価指標の3つ目につきまして、「登録制LINE・メールサービス利用者数」と入っておりますが、これを「ホームページアクセス数」に修正願います。ホームページアクセス数に修正いただいて、現状値につきましては73万5,604件、これ（仮）となりますが、令和12年の目標値ですが、100万件、ゼロを6つつけていただければというふうに思います。

なお、この現状値につきましては、令和6年の数値を現状値としたいと考えておりますので、今月末の数字で設定したいと思っておりますので、若干変わることをご了承いただきたいと思っております。なお、数値につきましては、最終的な案として議員の皆さんに説明させていただく際にお示しいたします。

最後ですが、同じく資料No. 1－2の基本目標②子どもを産み育てたいと思える環境をつくるの中の、施策の基本的方向の2つ目に子育て支援の充実というものがございしますが、同じくこの重要業績評価指標の2つ目に「子ども家庭センター延べ利用人数」となっておりますが、これを「子育て支援センター延べ利用者数」ということで、「子ども家庭センター」を「子育て支援センター」に改めていただきたいと思います。これにつきましては、資料1－3の33ページにつきましても、同じように「子ども家庭センター」を「子育て支援センター」に修正していただきたいと思います。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは説明に入ります。

まず、総合戦略の位置づけであります。まちづくりの最上位計画である南会津町総合振興計画を基本としつつ、人口減少対策など、地方創生に特化した計画が総合戦略となります。令和元年度に策定いたしました第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度末で計画期間が終了となることから、来年度以降も引き続き地方創生の交付金である新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用できるよう、第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたします。

なお、国で示しております地方版総合戦略の策定の手引きでは、盛り込むべき施策として「1、地方に仕事をつくる」「2、人の流れをつくる」「3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「4、魅力的な地域をつくる」を中心とすることが望ましいとされており、これは現行の総合戦略の基本目標と合致していることから、基本目標は変えずに、デジタルの力なども活用しながら重点的に取り組むべき分野や具体的な施策等を検討、見直しするなどし、次期総合戦略の策定に取り組みました。

本日は素案の概要版で説明いたします。なお、本編につきましては資料1－3となりますので、詳細についてはそちらでご確認いただきたいと思います。

では、資料No. 1－1をご覧ください。

こちらが人口ビジョンの概要版となります。

まず、人口の現状と将来予測ですが、本町の人口は昭和30年、1955年の約3万4,700人をピークといたしまして年々減少し、令和2年、2020年には1万4,451人まで減少しております。国立社会保障・人口問題研究所、以下社人研と言いますが、の推計によりますと2040年には9,000人を切り、2060年には4,500人程度まで減少すると予測されております。

年齢3区分別の人口の推移につきましては、老年人口、65歳以上の方が年々増加し、1990年には老年人口が年少人口、0歳から14歳を上回っております。今後ですが、2030年には老年人口が生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳を上回ると予測されています。

なお、左下の人口増減につきましては、1991年に出生数が死亡数を下回る自然減に転じて以降、1994年に1度自然増になったものの、1995年以降は再び自然減が続く、その差は年々拡大傾向にあります。社会増減につきましては、以前から転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いております。特に大学進学や就職を機に転出する年代が著しく、転出超過となっております。

続きまして、概要版の中ほどが人口減少による影響の分析・考察であります。

人口減少の影響として、まず町民経済縮小の懸念が挙げられます。人口減少による労働力人口の減少や経済規模の縮小、それらに伴う社会生活サービスの低下によるさらなる人口の流出など、地域経済の縮小が危惧されます。また、高齢者が年金受給者へ移行することによる1人当たりの町民所得の減少も予想されます。

次に、民間サービスの停滞です。人口減少により、一定規模の人口を前提として成り立っております小売業や飲食業などの衰退、さらには医療や福祉などの住民サービスの低下、買物難民の発生なども懸念されます。また、人口減少に伴う通勤・通学者の減少などにより、鉄道やバス路線の縮減や運行本数の減少も懸念されるほか、自家用車を運転できない高齢者の増加などによる交通弱者対策の強化などが必要になってくると考えられます。

次に、地域コミュニティの機能低下です。地域の担い手が不足し、地域や集落のコミュニティ活動が衰退するほか、消防団の団員数も減少し、地域の防災力を低下させる懸念がございます。また、児童生徒数の減少による一定規模の集団を前提とした教育活動への影響や、若年層の減少による地域活動や伝統文化等の後継者不足、地域の祭りのような伝統行事の消滅なども危惧されております。

次に、財政支出の増加と財政の自立性低下への懸念です。社会保障支出の増大や公共施設等の老朽化に伴う財政支出の増加が見込まれますが、このまま人口減少、少子高齢化が進みますと、現役世代の全世代に占める割合がますます減少し、財源を確保することが困難になることが危惧されます。また、自主財源の減少が続いた場合、現在も高い地方交付税等への財源依存割合が一層高まり、財政から見た自立性が弱まることも懸念されます。

次に、個人町民税の減少です。個人町民税は、25から64歳において納税者の割合や1人当たりの納税額が高くなっており、生産年齢人口の増減に大きく左右されるため、生産年齢人口が減少すれば、それに比例して個人町民税も減少すると予測されます。また、社人研の推計人口と2024年の年齢区分別の納税者割合と1人当たりの納税額を基に、個人町民税の推計を行いますと、2050年には2010年の4割程度まで個人町民税が減少すると推測されます。

これらの人口減少や少子高齢化の影響を緩和するために、目指すべき将来の方向性が右側となります。

まず、若者の定住対策の強化です。新規学卒者をはじめ、若者が残りたい、住みたいと思えるようなまちづくりを進めます。また、若年層女性の流出が顕著に見られることから、若い女性の定着につながるような施策を強化していきたいと考えております。

次に、関係人口と移住定住者の確保増大です。可能な限り転入を増やし転出を抑えるととも

に、本町に魅力を感じ、本町に関わる人口の増加に向け、交流機会やイベントの活性化、移住定住対策に力を入れ、流出・転出者人口の抑制と関係人口の創出を図っていきたいと思います。

次に、子育て世代に対する支援となります。生産年齢人口が著しく減少する中、地域で子育てを担うという意識を持ち、若者が希望を持って結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに取り組みます。

続きまして、安定した雇用の創出です。町民の安定した生活のため、町内の地域資源や産業の特徴を生かした施策の展開による仕事の継続と創出を図り、事業継承や町特産品の情報発信等を積極的に行うことで、地域経済の持続的な発展に取り組みます。

続いて、暮らしの安全・安心の確保です。人と自然が共生し、一人一人が地域で自分らしく生活できるよう、地域の実情に沿ったまちづくりに取り組みます。また、各地域で買物や医療等の生活基盤に不安が生じないように、デマンド交通等のインフラの整備に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、魅力あるふるさとづくりです。本町の魅力を新たに発見、ブランド化を図るほか、学校教育・社会教育を通してふるさとへの愛着を深める取組を推進してまいりたいと考えております。なお、本町単独で実行が難しい取組につきましては、近隣市町村あるいは県との連携により、地域一体となって地方創生を推進していききたいと思います。

人口ビジョン最後が、右下にあります人口の将来展望ということになります。この青線が社人研の推計値となっております。これを上記のような施策の下、様々な取組を行うことで、赤線のように持っていくようなビジョンを描いております。

なお、この人口ビジョンを実現するための考え方ではありますが、長期的な視点といたしましては、合計特殊出生率を徐々に上昇させ、2045年までに1.8まで上昇させることを目指しております。短期的な視点といたしましては、毎年の出生数40人を維持させたいというふうに考えております。

社会増減につきましては、2035年までに移動均衡、いわゆる社会増減のプラマイゼロを目指し、その後様々な取組によりまして、2040年度以降は若干の社会増を達成するというようなことで、人口ビジョンの実現を目指したいと考えております。

続きまして、総合戦略の概要版について説明いたします。

資料1－2をご覧ください。

総合戦略の基本的な考え方につきましては左側に記載のとおりですが、計画期間につきましては、これまで5年間の計画としておりましたが、今後は他市町村の事例等も踏まえまして、

総合振興計画に総合戦略を包含させるようにしたいと考えております。計画内容を一体化させることで双方の関係性がより明確になるとともに、進捗管理の一元化が可能となることから、今回は計画期間を6年とし、現行の総合振興計画の周期と合わせたいと考えております。

なお、中段に記載のとおり、人口ビジョンの実現に向けて4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

まず1つ目が「新しいひとの流れをつくる」2つ目としまして「子どもを産み育てたいと思える環境をつくる」3つ目が「特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる」4つ目といたしまして「魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくる」となっております。

では、基本目標ごとの施策の基本的方向と具体的な施策について説明いたします。

まず、基本目標①「新しいひとの流れをつくる」ですが、デジタルを活用するなどして町の魅力を発信し、交流人口や関係人口の創出を図るとともに、移住定住につながる取組を推進していきます。

基本目標①の1つ目の施策の基本的な方向につきましては、郷土意識を醸成し、若者流出の抑制と将来的な地元回帰の促進で、具体的な施策を郷土愛を軸としたキャリア教育の推進、若者の思いをカタチにできるまちづくりの推進の2つとしております。

基本目標①の2つ目の基本的な方向につきましては、「知る」機会、「関わる」機会の創出となっておりまして、具体的な施策を南会津の暮らしを体験する機会の創出、関係人口の創出の2つとしております。

続きまして、3つ目の基本的な方向ですが、移住定住促進のための条件整備と情報発信の充実強化となっておりまして、具体的な施策として、移住支援の強化、空き家の活用と移住定住に係るサポートの充実、情報発信の充実強化、南会津の暮らしを体験する機会の創出の3つとしております。

次に、基本目標②「子どもを産み育てたいと思える環境をつくる」ですが、本町で安心して結婚・出産・子育てができるよう、結婚から子育てまで切れ目のないきめ細やかな支援を行うとともに、多様化するニーズに応じた子育て支援の充実を図るなど、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

基本目標②の1つ目の施策の基本的な方向ですが、希望をもって結婚・出産できる環境の整備となっており、具体的な施策としまして、地域全体で結婚を応援する環境の整備、安心して出産できる環境の整備の2つとしております。

2つ目の基本的な方向につきましては、子育て支援の充実で、具体的な施策を、子育て世帯

の負担と不安の軽減を図る、子育て世帯の多様なニーズへの対応の2つとしております。

3つ目の基本的方向につきましては、特性をいかした魅力的な教育環境の整備で、具体的な施策としまして、小中高英語教育の充実、ICT教育の推進、高校の魅力化と地域で支える体制づくりの3つとしております。

続きまして、基本目標③「特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる」ですが、地域産業のブランド力と競争力の強化や本町ならではのモデルの確立により、稼ぐ地域を目指すとともに、地域産業を支える人材の育成確保に努めていきたいと考えております。

この基本目標③の施策の基本的方向につきましては、1つ目が地域産業のブランド力や競争力の強化となっておりまして、具体的な施策としまして、中小企業の生産性の向上と産業競争力の強化育成、基盤産業である農業の振興と新規就農者の確保、豊富な地域資源を活用した林業・木材産業の活性化、4つ目としまして、地域特性をいかした観光業の振興の4つとしております。

続きまして、2つ目の基本的な方向でございますが、創業・事業承継への支援と企業誘致の推進となりまして、具体的な施策として、創業・事業承継への支援、雇用の創出・事業の継続、強固な地盤と良好な交通アクセスをいかした企業誘致の推進の3つとしております。

次に、基本目標④「魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくる」ですが、今住んでいる町民が、住んでいて良かったと思える町をつくることが大事であることから、もう一度足元を見つめ直し、地域や集落の魅力や課題を理解し、それぞれの地域や集落の特性をいかしたまちづくりを進めるとともに、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めていきたいと考えております。

この基本目標④の施策の基本的な方向につきましては、1つ目が、地域や集落の特性をいかした魅力のあるまちづくりの推進となっておりまして、具体的な施策として、地域づくりを支える人材の育成、ビジョンや計画に基づく事業実施の支援、これから求められる中心市街地づくりの3つとしております。

2つ目の基本的な方向としまして、安心して暮らせるまちづくりの推進で、具体的な施策を、住民主体の地域支え合い活動の推進、地域コミュニティや集落機能の維持、除雪支援の充実、利用しやすい交通網の整備、住民サービスのデジタル化、医療体制の対策の6つとしております。

今後のスケジュールにつきましては、年明けに各地域協議会での説明やパブリックコメントを実施しまして、それらを踏まえて最終案としてまとめ、3月定例議会の全員協議会でお示し

させていただきたいと考えております。なお、ご意見等ございましたら、2月中旬を予定しておりますパブリックコメントの期限までにご連絡くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いします。

○山内 政議長 議長から総合政策課長補佐に申し上げます。

訂正箇所が複数ありましたので、ペーパーで会期中に議員に配付願います。よろしいですか。

○佐藤隆士総合政策課長補佐 分かりました。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、幾つかお聞きしたいことがあるんですけども、まず初めに、今回第2期から第3期に移り変わるということなんですけども、大事なのは第2期のこの戦略がどうであったのか、どういうふうに取り組まれたのか、どういった反省に基づいてこの第3期が出来上がったのかというところだと思うんですね。

人口減少が想定以上に早く進んでいるという答弁も今まで町長からありましたけども、それにはやはり何か原因があるわけで、それを食い止めたということと第2期の総合戦略があったと思うんですね。それがなかなか歯止めが利かなかった、その原因は何なのか。何が足りなかったのかとかどうすればよかったのかと、多分そういった反省に基づいてこの第3期が出来上がっていると思うんですけど、そういった第2期の総括というものが、どういう形でこの第3期に生かされているのかというところをちょっと教えていただければと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

第2期の総合戦略につきましては、計画の中に主な事業として細かな事業名を掲載させていただいております。これらの内容について、目まぐるしく社会情勢とか状況が変わってくる中で、この事業をここの中に盛り込むことが果たしていいのかどうかと。この中には、途中でやめた事業もあったり、別な事業として変更した事業などもあります。そういったことも踏まえますと、その状況に合わせた対応ということが重要なのではないかと考えて、策定いたしました。

そういったことを踏まえますと、今回素案としてまとめた中には、そういった細かな事業名ではなくて、方向性ということでお示しして、具体的な施策を盛り込み、これに向かって進ん

でいくというような内容で取り組んでいきたいということでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 途中でなくなっていくものもあるので、それを削りながらということなんですが、大切な部分で、これを実行していく町の執行部であったり、あるいは町民の方であったりということだと思うんですけども、第2期の総合戦略、非常に重要な中身が含まれていたと思うんですけども、それについて、例えば庁舎の中で定期的に振り返りというか総括を行うような機会というものは、これまでどのぐらいあったのか、あるいは町民に対して総合戦略はどうであったかというような、町民の声を反映するような部分というのはこれまであったのか。これが生かされてこの第3期につながっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐 お答えいたします。

第2期の進捗状況につきましては、当然K P Iということで重要業績評価指標を設けております。ただ、この数値につきましては、最終的に今年度末を目標値として掲げておりますので、そこに向けて毎年度、課長会議メンバー、ここに出ている方がメンバーとなっている推進本部会議というのがございますが、そこで毎年度、進捗状況について確認のほうを行っております。

なお、そこで進捗が遅れているというものにつきましては、じゃ、なぜ遅れているのかというところを担当課長のほうから分析いただいて、それについてどうしていこうというのを議論しているというところで、そういったことで、毎年度定期的に推進本部会議のほうで進捗状況は管理しております。

なお、住民への公表につきましては、現在計画期間の途中でございまして、いわゆる目標に対しての達成度等を示すことができませんので、これにつきましては今年度末で数値が固まってから、何らかの形でお示しをすべきだというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 幾つかの会議があつて振り返りというのがなされてきたというようなお話だったと思いますけども、そういった会議で出された、つまり第2期総合戦略に対する総括というもののについて、何かまとまった形で町民なり私たちなりが閲覧できるような、そういうものというのは整理されていますか。

○山内 政議長 総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐 お答えいたします。

特に、今ほど申しましたように、今現在で第２期の取りまとめというものは行っておりませんが、住民アンケートを実施しまして、そこでのアンケート結果等についてはまとめてございますので、そういったものはお示しできますが、今申したように、あくまで評価の指標に対しての数字等につきましては取りまとめのほうは行っておりませんので、お示しすることはできないということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 ５番、古川晃君。

○５番 古川 晃議員 今回私がこの質問をするのは、第２期から第３期に移り変わって、こういったすばらしい計画が出来上がりましたというふうに見ていて、非常に重要な部分が並んでいるわけなんですけども、やはり第２期こうだったので第３期ここに力を入れていきますというような、そういう何か伝わってくるものというのが、読んでいてもうちちょっと必要ではないかなというふうに思ったんですね。

何となく第２期が終わりましたので第３期、国はデジタル田園都市国家構想を掲げているので、それも加えてこの第３期に入りますではなくて、やはり南会津町として第２期に取り組んできた結果、こういうところが課題でした、第３期は、南会津だからこそこういうところに重点的に取り組んでいくという、そういった部分をぜひ、これから町民に示す機会があるということでしたので、第２期のこういった部分の反省に基づいて第３期が出来上がっているというところを示していただければなというふうに、ちょっと思ったところです。

あともう一つ質問なんですけど、私の勉強不足もあるのかもしれませんが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、国で掲げている戦略に基づいて各自治体が作成していると思うんですけど、今いろいろ調べてみると、国のほうではもう既にまち・ひと・しごと創生総合戦略という言葉は使わないで、その次の版としてデジタル田園都市国家構想という形で引き継がれているのかなというふうに私は理解していたんですけども、ですから、国のほうではもうこの後まち・ひと・しごと創生という言葉は使わなくなるのかなというふうに思っていました。その辺ちょっと分かるでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

確かに現在はデジタル田園都市国家構想ということで、さらに石破首相になってからは、デジタル田園都市国家構想という言葉も使わなくなって、「新しい経済」とかという言葉になっております。ただ、今まで一番最初にまち・ひと・しごと総合戦略ということになって第２期になったものですから、それを引き継ぐというような意味合いで、分かりやすいようにこの表

現を使わせていただいているところでございますので、ご理解願います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

対策本部会議の中で、最初、総合政策課の案は、今、古川議員が言われたように国の名称と同じ中身でございました。一方では、人口減対策というものは継続して取り組む必要があるというような視点から、町としては1期、2期目のさらにその反省を踏まえた中で進める計画だというような位置づけをするということで、大本のタイトルの名称としてはデジタル田園都市国家構想総合戦略というふうにしますが、サブタイトルで今までの流れが継続しているんだよというような意味合いを残したい。特に職員が担当を替わってしまうと、意外にこれが薄れることがあるというようなこともあったものですから、サブタイトルとして、我々はしっかり意識を持ちながら進めたいという思いでつけたものでございます。ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 議長から申し上げます。

間もなく正午となりますが、この後質問等を予定されている方は挙手をお願いします。

〔挙手する者あり〕

○山内 政議長 ここでお諮りします。

質問等を予定されている方が1人ですので、このまま会議を続けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

それでは、引き続き会議を続けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ただいま5番議員からもありましたが、実は国が示した計画策定については、自治体としては作成をしなければいけないし、その自治体としての実態、現状をどう国のほうに伝えていくかと、大変重要な役割を持っている計画書であると思うんですね。

私が言いたいのは、今の質問にもありましたが、結果ですね。この町が人口が減少しないで、あるいは仕事の選択肢が豊富にあって、若い世代も含めて子供を産み育てることができて、次の世代に生活をバトンタッチできるかどうかということだけです。

それで一つお聞きしますが、総合政策課長や課長補佐が答えていましたが、これまでのような検討、分析、そして比較、このスタイルを変えるつもりはありませんか、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これまでのような検討だと、総合振興計画があつて別に総合戦略の計画もあつて、それぞれで評価の仕方が変わっていたというようなこともありますので、そこについては一本化させたいというふうに考えています。一体的に評価として見て実態を把握した上で、じゃ、次どういうふうに改善していくのか。また別な事業に切り替えるのかというような、そういう視点を持ったような検証の仕方というものを検討していきたいというふうには考えております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 例えば、こういう文言しかないんでしょうけど、地域コミュニティの機能の低下、これは分かったようで分からないですよ。この機能の低下のところで、地域や集落のコミュニティ活動が衰退し、例えばこのコミュニティ活動って、どんなことを具体的にイメージをしてここに文字起こしをされましたかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

集落の中でやっている行事があるかと思いますが、例えば集落でやられている祭り事であったり、秋になると収穫祭をやられるところもありますし、冬になりますと歳の神とかやられます。そういった地域内の部分が、人手がいなくて高齢化になってしまつて、もう続けることができないというようなことも聞かれますので、そういったところをコミュニティというような言葉でくくってあるということでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私も加えて答弁させていただきます。

やはり一番深刻なのは、集落の例えば用水路の管理だとか、独り暮らし高齢者のサポートだとか、そういったところに、若い人たちが少なくなることでの影響というのはすごく大きく出ていると思います。各集落からの要望も見ていると、そういうところに結構色濃く出ておりますので、今総合政策課長が申し上げましたところと併せて、このコミュニティの衰退がそういうところに影響出てくるんだろうと。特に消防団の在り方なんていうのも如実に現れているところかなというふうに認識しているところでございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 今の答弁でも抽象的ですね。なかなか具体的には出ない。私たちはいつどこで誰が何をやるかということを、私たち含めて責任があると。この議場で議論を尽く

して終わりではないんですよ。私たちが動きやすいように、あるいは町民の方でそれぞれ能力があったり技術力があってたりする人たちを動かしながら、この当面する課題あるいは分析したことに対してしっかり向き合って、成果をつくり出そうというのが計画の狙いですね。

先ほどのお話にもありましたが、国の目標として地方に仕事をつくることでしょう、違いませんか。私たちはどんなに困窮しても、それに見合う生活費をもらうことはできないですよ。国に要望したり県に要望したり町に要望したりするでしょう、しかし必ずしもそれが全国的な共通の課題として取り上げることがない場合もあります。つまり自助ですよ。自分で責任を持って自立していかなくちゃいけない。自立するためには、ここに残ってよかったと言われるような仕事の選択肢があることです。さらには、その仕事が安定していくということです。このことを、こういう計画の中で、いつどこで誰が議論するんですかということです。

もう一度お聞きします。これを町民に示して地域協議会等で意見を聞く、そういう問題のレベルではないです。もっと議論を尽くして、どこが本当に今手当てを待っているのか、それは誰がどういう方法で臨んで解決していくのか、ここを検討する、そういう場を設ける気はありませんか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

その場につきましては、地域住民から公募も含めてなんですが、総合振興計画審議会というメンバーがおりまして、その中でも、これらについては議論をさせていただいているところでございます。ただ、今、湯田議員のおっしゃられたことにつきましては、改めてもう一度見直しを考えていきたいというふうには考えているところでございますので、ご理解願います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いずれこれに関連する議案が提案されると思いますので、そこで深掘りをしていきたいとは思いますが、一つだけ念を押してお聞きしたいんですが、先ほどの説明にあった基本目標の③特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる、これは恐らく試験に出されれば満点の文章だと思いますよ。でも、じゃ、南会津の特性って一体何なんですか。

それから、稼ぐ地域をつくると、この稼ぐというのを、もう少し具体性を持たせて、例えば分野別に特性と分野というのを併せて考えると、そういうことをこの計画で定めた上で、さらにこの計画がより成果を生むための次のステップ、これを考えていただけるかどうかお尋ねします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、9番議員がおっしゃられたこと、まさに本当にそのとおりだと思います。この地域に若い人たちが選んで住んでいただく、自分たちの魅力、地域に誇りを感じて、一回出てもまた戻ってくるというような、そういう仕組みをしっかりとつくっていかなくちゃいけないと思います。

今回については、町が進める大きな意味での計画ということで捉えていただいて、具体的にそれらを進行するために、町としては、今足りない部分の施策なんかを立案して、議会とも相談しながらそういった仕組みをつくっていかねばならないと、このように感じております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ぜひ前向きに具体性を持った取組につながるようにしていただきたいと思います。

最後になりますけど、実は私は、私が勝手に思っていることなので、これは異論があれば後で異論を私なりに伝えていただければありがたいと思いますが、私は今の町執行部の人数や職員の方々の実態を遠くから見ている限り、職員を中心とした議論にはもう限度があると、私はこう感じています。通常業務が非常に広がっています。先ほどもデジタルの話がありました。新しい取組、新しい国の方針、様々なものが職員に今のしかかっている。その中で、調査をし、分析をし、さらにはその結果を次の施策につなげていく、これは幾ら何でも私は無理があると思うんです。

ですから、前にも申し上げました。調査機関や分析機関は別につくりながら、そのデータを執行部が受けて、そのデータを基に、様々な知識のある職員が新しいこの町にふさわしい仕事づくりやあるいは福祉事業を起こしていく、こういうことをぜひ、この検討の期間を通してもう一度皆さんで熟慮していただいて、よいものをつくっていただきたい、こう申し上げて質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（１）南会津町人口ビジョン及び南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略～第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～（素案）についてを終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時10分とします。

休憩 午後 零時 10 分

再開 午後 1 時 10 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（２）町有観光施設の今後の方針（素案）についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 総合政策課長の星良栄です。

私から、資料２の町有観光施設の今後の方針（素案）についてご説明させていただきます。

町はこれまで、平成24年度に第三セクターに対する町の方針、平成27年度に町有観光施設に係る町の方針を示しながら、町有観光施設を維持してきたところであります。しかしながら、近年急速に進む人口減少や少子高齢化による税収減などの影響で今後さらに厳しい財政状況が予想されます。本町は多くの公共施設を所有しており、施設の修繕費などの経費が将来的に大きな財政負担になることで、多様化する行政サービスにも影響を及ぼしかねないことが危惧されることから、令和７年度に予定している町有観光施設の指定管理者の公募を見据え、町の方針について改めて整理することといたしました。

このたび素案として整ったことから、その内容について説明させていただきます。

資料２の表紙をめくっていただきまして、１ページをご覧ください。

Ⅰの町方針の総括といたしまして、１ページから３ページにかけて記載しております。

まず１ページの「１、施設の総括」ですが、ここに記載したとおり、町財政負担の軽減だけでなく、地域振興への影響を考慮し、大きく２つの項目に分けてお示しします。

まず１つ目、（１）町有観光施設の基本的な方針であります。町所有の観光施設は、その設置目的に沿った運営を基本としつつ、収益性を確保することとするため、収益性は見込めないものの、地域住民の福祉など地域への効果が期待できる施設は、目的などを再定義した上で観光施設の位置づけから除外します。④、⑤では、観光施設に係る町財政負担を軽減し、その財源を福祉や子育て、教育、さらに集落要望への対応に振り向けていきたいと考えており、それを明記しています。

次に、（２）スキー場の方針であります。中小企業診断協会による評価においては、４つのスキー場のうち３つのスキー場が令和８年３月をもって廃止あるいは売却といった評価であ

りました。町の方針といたしましては、4つのスキー場を現状のまま今後も維持することは大変厳しいことから、集客力や地域振興への効果などを総合的に判断し、（ア）に明記したとおり、たかつねスキー場と南郷スキー場の2か所を継続することとしました。だいくらスキー場と高畑スキー場は、（1）に明記したとおり、令和13年3月末をもって閉鎖と判断しました。

②では、閉鎖するスキー場について、令和8年3月末をもって閉鎖することとなりますと、スキー場を取り巻く関係者へのマイナスの影響が大きいと判断し、令和8年度からの5年間を継続することとし、その間、地域や関係者と施設閉鎖後の地域振興策などを話し合う場を設けてまいりたいと考えております。なお、施設の運営状況によっては、令和12年度末の期限を待たずに閉鎖することもあります。

閉鎖すると判断した施設の修繕費などの公費負担につきましては、③に明記してあるとおり、利用者の安全確保を図るなど最低限必要な範囲に抑えて考えております。

次に、2ページの「2、指定管理者制度の方針」ですが、現在、町の指定管理者制度は指定管理期間を5年間を限度としており、その都度公募していることで、指定管理者においては長期的視点に立った収支改善計画を立てにくいなど、意欲的な経営の足かせになっていると史料されることから、指定管理期間を含め、町の指定管理者制度の見直しを行います。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

町有観光施設16か所の町の方針を一覧にしました。その町の方針につきましては、中段にあります太字の文字になっております。評価結果から大きく変わっている施設につきましては、表の左の番号で申し上げますと、2番のだいくらスキー場、4番の高畑スキー場は「令和8年3月末をもって廃止あるいは売却」という評価をいただきましたが、令和13年3月末をもって閉鎖。3番の南郷スキー場は「2024から2025シーズンの収支状況次第で廃止」という評価を受けましたが、農業振興及び定住促進の拠点施設として継続。14番のたかつねカントリークラブは「令和8年3月末までの残りの協定期間の中で、事業を継続しながら売却先を模索、売却先が見つからなければ廃止」そう評価を受けましたが、指定管理料を減額した上で継続。15番の館岩広域観光案内所は「設置目的を再定義し、施設を再活用」と評価を受けましたが、令和8年3月末をもって別用途での活用により閉鎖と、このような考えに至りました。

この表にある16施設それぞれの方針に至った理由につきましては、4ページから16ページに施設別検証として記載しております。本日は、時間の関係上、割愛させていただきます。

次に、17ページをご覧くださいと思います。

17ページ以降は、参考データとして方針を打ち出すために使用したデータを掲載させてい

ただいております。9月の議会定例会に配付させていただいた資料を整理したもの、また、新たに追加になっているものもあります。抜粋して説明させていただきます。

まず、17ページは町有観光施設16施設について、今後も現状のまま継続した場合の財政シミュレーションで、この表をグラフにしたものが18ページになっております。

19ページをご覧くださいと思います。

19ページから21ページは、町有観光施設別の過去5年間とこれからの5年間の公費負担の実績と見込みになっており、19ページは20ページと21ページの合計になっております。20ページには、修繕や更新に係る経費をまとめたものになりまして、21ページには建物などの保険料や土地代、指定管理料など経常的に公費が出るものをまとめた資料になっております。

22ページをご覧ください。

22ページの表は、売上額に対して公費がどれぐらい占めているかを令和5年までの実績を基に整理したもので、公費が効率的に使われているかを確認する材料としました。表の左に売上高公費率という欄があります。そのデータを図にしたものが23ページになり、上のほうにいくほど、つまり比率が高いほど公費が効率よく使われていないというふうに言えます。

次に、24ページの表は、利用者1人に対して公費がどれだけ費やされているかを、令和5年度までの実績を基に整理したものになります。そのデータを図にしたものが25ページになります。この図の上のほうにいくほど、利用者1人当たりに対してより多くの公費が費やされているということが見られます。

次に、26ページになりますが、26ページは16施設の町有観光施設の損益分岐点売上額を、概算であります試算したものになります。下段に米印で、変動費には売上原価を計上し、固定費は売上原価以外としたというふうな表記をさせていただいておりますが、実際には変動費や固定費の振り分けに当たっては、宿泊施設ですと、予約状況によって人件費や光熱水費が変動費に振り分けられるものと考えております。目安として確認するために算定したものでありますことをご承知申し上げます。

最後に今後の進め方ですが、今回配付させていただきました素案について、委員の皆様のご意見、ご提言等を踏まえ、素案の修正について検討しながら、また、誤字脱字の修正を含めて素案から案として整理してまいりたいと考えております。その後、年明けの1月下旬から2月をめどにタウンミーティングを行いまして、町民の皆様への説明と意見を聴取する場を設けていきたいと考えております。このようなスケジュールを考えていることから、議会あるいは議員の皆様のご提言などについては、令和6年12月25日水曜日を期限とさせていただきたいと

考えております。

以上、町有観光施設の今後の方針案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 ただいまの資料の中の1ページになりますが、(2)のスキー場の方針の中で(イ)とありますけども、12年度をもって閉鎖するスキー場ということで、だいくらスキー場、高畑スキー場ということで挙がっておりますけども、それぞれの施設別検証ということでそれぞれ施設ごとにここに書いてありますが、このデータを見ますと、非常に南郷スキー場については冬季間の雇用の関係が非常に詳しくここに載っているんですけども、だいくらスキー場についての雇用、冬季間の雇用が非常に、高畑スキー場もそうですが、少ない、内容がそこに入っていない。特にひどいのは、入っていないということに私としては見られます。

それで、やはり冬季間の雇用は非常に大事で、農業の皆さんにはそれらが非常に大事ななというふうに思いますので、だいくらスキー場では冬季間の雇用、農業の方の雇用、それがどうなのか。高畑スキー場もそうですが、その辺が載っていないくて、ちょっと心配なところがあるんですが、その件について伺いたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

この素案の中に雇用体系が明記されていなかったという部分では、大変申し訳なく思っております。今後修正に向けて対応したいなというふうには思いますが、ちなみにだいくらスキー場の場合、正社員としては、これは5年度の指定管理の事業報告書の中のデータなんですけども、正社員が町内在住が7名、町外在住が1名ということで、8名の方が正社員として対応していただいております。さらにパート雇用社員もおりまして、パートも1名、町内在住の方が対応していただいております。いわゆる冬季間、季節雇用社員でございますが、町内の在住の方が39名おります。町外在住の方が8名ということで、合計47名の方で運営されていると。さらに、アルバイト、高校生等だと思いますが、町内在住で7名を雇っております。合計で合わせますと63名の体制で令和5年度のシーズンは賄っていたというところでございます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 ぜひこの資料の中にそれらの数字を入れるということで説明すれば、

その中で納得いくこともあるのかなというふうに思いますので、ひとつこの中に入れてもらいたい。大体内容は各スキー場ともデータのものは同じものを同じ内容で入れてもらうというのが平等かなというふうに思いますので、その点はいかがですか。

○山内 政議長 どうですか。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

再度協議しまして、整理していきたいというふうに考えます。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○山内 政議長 まだ継続ね。どうぞ。

○2番 芳賀正義議員 それは、現状の件はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと一つで、同じページ（2）の②のイですけども、施設閉鎖後の地域振興策については、7年度から地域とのお話を進めるということであります。この中で非常に心配なのは、職場の確保、それに雇用の確保というのが大事なわけでありましたが、その辺を必ず明記しながら説明、話を進めていくということで確約してもらいたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員おただしのよう、重要な視点だと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、以上で質問を、私からは終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 2点伺います。

まず1点目は15ページのたかつえカントリークラブに関してです。その中の②の方針理由の5番「指定管理料を5年間で段階的に削減し、ゼロを目指す」とありますが、これは今2,000万強だと思うんです、正確な数字は把握していませんが。それを単純に5年に割ってやるのか、それとも、その年の出来高によって来年こうしていくのか。最終的にゼロを目指すということは、ゼロにするんじゃなくて、そういうような希望的な執行部の数字なのか、そこを伺います。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明 館岩総合支所長　お答えをいたします。

たかつえカントリークラブに関しては、中小企業診断のほうで「残りの協定期間の中で事業を継続しながら、売却先を模索、または売却先が見つからなければ廃止」というような内容でございました。しかしながら、たかつえカントリークラブの現実的な内容としましては、様々な用途で利用されているというような状況で、今回のような方針の変化になったわけですが、にしても、やはり恒久的に2,000万強の支出というのはなかなかそれはあり得ないといえますか厳しい状況でありますので、住民の方の理解、あとは町の財政状況も勘案すれば、当然のことながらゼロであるというのが一番望ましい姿だろうというようなことで、長期的にといえますか、最終的にはゼロを目指す。

その年の営業成績云々ではなくて、あくまでも将来的にはゼロを目指して、独立採算していただくというようなことで、こういった記載をさせていただいたという状況でございます。

○山内　政議長　8番、川島進君。

○8番　川島　進議員　具体的な数字は、来年幾らにする、例えば今2,000万だから、1,500ダウン、その次500だ、400だといって、最終的にはゼロにするというようなことは、今お答えの中にはなかった。ただ、漠として、5年をめどに指定管理料はなくしますよという。当然、費用の削減が目標なんだろうが、これをやるからには株式会社みなみあいづ、またはゴルフ場単体に対してどのぐらいの営業努力、どういったことをして費用の削減か、もしくは集客に力を入れるのか、その辺も併せて町からある程度何か考えてやらないと、ただ削減するからおまえらでやれと言ったって、これは簡単に、じゃ、500万出さないよと、2,000万出したのが1,500万になっちゃうよとか、1,000万しか出さないよと、こんな向こうで、ゴルフ場サイドはそれだけの収益を上げるか費用を削減しないと、経営自体は立ち行かなくなるわけだから、その辺も、じゃ、今、具体的に来年、令和7年、8年、9年、幾ら幾らだという金額の提示はできないにしても、その辺も加味した話を、当然、株式会社みなみあいづのほうにさせていただかないと、町のほうも困るであろうと、そういうふうに思います。その辺はどうですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答え申し上げます。

このゴルフ場について、株式会社みなみあいづの取締役の方とお話をしました。評価結果の中では、もう令和8年の3月をもって閉鎖ということですけど、会社としてどうなんですかというふうに聞いたら、夏場のやっぱり宿泊パックを含めた集客につながるの、会社としては廃止というのは困りますという話でございました。一方、町としてこのまま年間、今現在で

すと2,100万くらい出していますけど、それを継続して出し続けるのはできません。その中で、指定管理料を削減しつつ、経営努力をしつつ、やれるということでしたらば、今回の方針の中に書き込みますというようなことで話をしたところでございます。

ここから先は、我々もアドバイスはしますが、やっぱり指定管理者であるみなみあいづが経費節減をするところはして、そして誘客に努めるところは努めて、その中でプラスマイナスゼロを目指してもらうというような形で進めるということ考えているところでございます。

東武鉄道とのゴルフ場を町が譲り受けるに際し、廃止する際には事前の協議が必要だ、売却するときには事前協議が必要だというような、そういう文書も出てきたものですから、町としては今回いきなりそこで閉めるのではなくて、会社の経営努力を促しつつ、指定管理料を減らしながら、何とか経営できるところまでのところを見つけていきたいと、このように思っています。

一方では、高齢者の方、または町民の方の健康増進という意味合いも多いですし、郡内のほかの自治体からも、このゴルフ場に対する活用というか、そういうのも出ているというようなことでございますので、その辺の折衷案として今回のような書きぶりにしたということでございます。

なお、指定管理料を将来的に必ずゼロというのをできるかどうかは、やはりこれは指定管理者と打合せをしつつ、町としてこれまでのやつを出し続けることはできないんだというようなことを理解してもらって、経営の効率化に努めていただくというようなことを継続的に経営層のほうに訴えていきたいと思います。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

それではもう一点、今、スキー場の今後の方針も出ておりますが、高畑を除く、たかつえ、だいくら、南郷スキー場、この3つの冬季季節従業員の賃金に対して31ページに表があるんですけど、人材派遣会社と地元の従業員の賃金の差ですね。人材派遣会社に委託しているのがたかつえスキー場だけで、あとほかはゼロであります。この人材派遣1人当たりの給与額が78万7,531円で、その上の段ですけど、冬季雇用者1人当たり給与額（人材派遣を除く）と、これは地元の従業員の方の平均賃金だと思います。43万3,185円、その差が35万4,346、引き算するとこういうふうに出てくるんですが、今年、特にたかつえの冬季雇用の従業員の方から世間では時給、最低賃金が軒並み上がっていて、一応980円からという新聞折り込みがあって、募集がなされたということでもあります。それを、人材派遣会社にはどのぐらい払っているんだ

ろう、俺ら大分低いんじゃないかと、もう少し平準化とか、同額にしろとは言わないが、少しでも時給をアップしてほしいというような意見が数名の方の代表から、町民の働き手の方の中からいただきました。

そこで、一般質問、このことをしようと思ったら、それは昨日の議運のほうで、町に聞くことではないということでしたので、今この場で、この表がありますから、あえて申し上げます。

今年、株式会社みなみあいづの取締役の方2名とちょこっと雑談的な話をしました。こういう話あるんだぞと言ったら、ある方が、永遠のテーマだというような返事でした。永遠のテーマって、当事者の方、しかも取締役、経営者の方から聞くような言葉ではないな。そういうことじゃなくて、従業員の方は切なる思いで訴えているんだから、それを会社の経営陣で話をし、何とか、それは費用はかかりますよ、時給を上げる。期待に応えられるような回答はできないのかと。永遠のテーマというのはちょっとどうなのというふうに思って、今ここに数字出ていますから、少しでも、ここを平らにしろとは、片方は人材派遣会社だから、会社の利益も当然考えているでしょうし、契約にはそれなりの単価を出さないことには契約にも至らないと思います。当然、そうすれば人が来なくて、スキー場の運営にも支障を来すであろう。この辺を、ここで株式会社みなみあいづさんのほうに上げろとか何とかではないけども、こういうデータがあるので、これをひとつみなみあいづのほうにお話をいただければと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お話をいただきました。株式会社みなみあいづという公共的役割も担っている会社でございますので、やはり地域から信頼される、それは雇用の維持というところも含めると、こういうところにもしっかりと地元の手当てしていかないと、なかなか理解を得られないんだろと思います。ですから、今、川島議員からおっしゃられた話については、折を見て会社側に伝えていきたいと思います。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 スキー場の件です。だいくらスキー場の地元にありますけども、こういうビジョンというかゴールを見させてもらおうと、地元の人、町民のどのぐらいの人がどう思うか分かりませんが、すごくショックを受けている部分が、誰しものがこのことを聞いたらショックだと思います。40年以上スキー場と付き合っている人間として、初めの頃から、そのできるプロセスを見た人間として一言だけ言わせていただきたい。

先ほど2番議員のほうから、雇用の件の数字が表示されていないということがありました。

スキー場の規模からいえば、だいくら、ゲレンデのリフトの数からいえば、雇用の数、多分足し算すれば、もちろん数倍、下手すれば出るんだと思うんですけども、雇用の分で、比較とかの問題じゃなくて、これをなくなる、この先の話ですけども、それを聞けば雇用とか、あと、地元燃料店とかいろいろありますけど、僕が一番気にしたのは、5ページの部分で地元小中学校、幼稚園児のスキー教室においてとかあります。ここはなぜかといったら、800人の児童生徒、小中学生がいる中で、あと、幼稚園児とかありますけども、地域そり教室とか、冬の中の冬の体験ということで、利用しているのはもちろん皆さん分かっていると思います。会津若松市内の小中学生も、スキー教室としてこちらにバスを連ねてやってきています。

これをここで述べたからといって、もちろんこの話は覆されないとは思いますが、この文を考えると、まだまだ読み方的には、このページには印刷されている文字には書いてありながら、その点に関して危惧されるとは言いながら、私はやっぱりつくづく思うのは、一度言ったことがありますけども、今の現在のリフトの規模とか、クワッドとかあるから、かなり大きな負担かかるとは思いますけども、桧枝岐とか只見とか考えれば、プライベートゲレンデ的な、要するにスキー教室ができる範囲で規模を、リフトを絞るとか、前も話したんですけども、リフトは初めは正面の中央と駒止とだいくらチャンピオンの3つしかなかった時代がありました。つまり、その部分で経営できる範囲ということも、要するに運用できるんですね。

今の規模でこのプランを立てていられるみたいですけども、僕がすごく気になるのは、この分で学校関係、子供たち、そして、もし教室がなかったら、ここから選手も、平日、ナイターゲレンデで子供たちにスキー教室をやっているメンバーもいて、各大会に出たりしている子供たちいますけども、南郷とたかつえでやればいいのかと、そういう問題じゃないと僕は思うんですが、これに関して、このビジョン、明記されていると、我々はそれはゴールとしか思えませんので、それに何か、僕も含めてですけど、何かしたいと思っているんです。その分で、ちょっとまとまらないんですけど、この分に関して、この児童生徒、危惧される分についてどんなふうに考えているのか、その辺を詳しく述べてほしい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 総論賛成、各論反対の議論かなというふうにお伺いします。

診断協会の結論を準用するのであれば、たかつえだけ残して、あと3つ閉めるというのが診断協会からの意見でございました。それでいいのかというところを内部で調整をして、スキー場の特性を考えたときに、南郷スキー場についてはトマトというブランド野菜の作付、生産、そこに転入で入ってくる家族が増えるという経済効果を、これは無視できないだろうというよ

うなことから、苦渋の決断で、残すスキー場はたかつえと南郷。そして、だいくらと高畑については、最初令和8年3月で閉めるという思いでいたんですが、これをやったときに地域に与える影響は相当のものだろうと、5年間の猶予を設けて、その間、手だてを考えるというような落としどころにしたところでございます。

局部的に言うと、今、議員が言われたように、優秀な選手の輩出となったグラウンドがなくなってしまう。それから、地元の小中学生の活動の場がなくなってしまうというような話がありますが、そこは申し訳ないですけど、割り切って考えるしかないと思います。だいくらスキー場でできなかった分は、たかつえにバスで送るとか、南郷に送るとか、そういった手法をやはり取らざるを得ないのかなというふうに私は考えているところです。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 私思うのは、このページの文字を読めば、もちろんそのことも示していますけども、自然が多いこの町で、人がその自然に溶け込んで、その森林のありがたさとかそういうを感じるのは、前、安全祈願祭、南郷スキー場でありましたけど、あのとき挨拶の中でかなりありました。森林の恵みというか、その分に私たちは溶け込みながら、詳しくは覚えていませんけど、その感謝というか、その分に関しては、我々が足を運ばなければ、その分を感じられないわけで、理想論を言わせていただければ、そして、このだいくらに関して言わせてもらえば、アクセスとか、ここにありました。

箕輪が第三セクターでやっていて、ニュースで僕もショックだったんですけども、ああいう部分が目の前の出来事だと僕は想像しながら、この話を聞いています。ああ、明日は我が身だ。このスケジュールでいえば、あと数年後だということが分かる話で今日は言わせていただけるんですけども、他の地域でスキー場が幾つも閉鎖する中、全く今その渦中に我々はいらる中で、幸いにもここは町営でありながら4つも持っていながら、何とかここまで40年、あるいは50年もってきた。この町はすごいと思います。それは時代の波でもあっただろうけれど。

こういう中で、僕はもうちょっとこの部分、他のスキー場が減少しつつも、近隣のスキー場の閉鎖により、北関東とか、ここは関東が8割、9割、ほとんど関東圏の人たちですけども、アクセスの面から見ても、失礼ですけど、山を越えてたかつえ、中山峠へ行くよりも、だいくら、自分のところを言っておかしいですけど、アクセスの分であれば、僕はベストだと思っているし、それこそ大きな峠を通らなくてもここにたどり着くというのはすごく、僕としては自慢です。いつの間にか着いていましたなんていう話もよく聞きます。

その分、この話を覆すんじゃないくて、我々、僕も議員なので、知恵を出して、その分にこれ

から本当に、何で今頃本気になるんだというのもちよっとおかしいんですけども、こういうストーリーを聞くと、本当にもっと呼びかけて、この分を何とかしようという話、多分いろんな業者から、あるいは学校関係も、子供を持つ親からも来ると僕は思うんです。そういう機運も高まると思います。あと何年かはあるみたいですので、ぜひここで言いたいのは、売却とかじゃなくて、しっかりと、私もその一人として残すように頑張りたいと思います。町長はどう思いますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど申し上げたとおりで、本来であればスキー場の規模、それから誘客の実績、そこに附帯している宿泊事業者、民宿、ペンション、そういったところを考えると、やはりたかつえは町の基幹のスキー場として残すべきだと思います。そのほかについては、本来であれば閉じるべきかなというふうに思います。しかし、先ほど申し上げましたように、南郷スキー場については特殊な事情があるというふうに判断をして、南郷スキー場については存続というようなお話をしたところでございます。

仮にだいくらでそういう議論が起こるとすれば、これは高畑でも同じような議論が起きて、将来とも4つ維持するというようなことになりかねないと思います。私としては、これまでそれぞれの首長さんが悩みながら継続してきたスキー場、しかし財政状況がこれから縮小していく中で、ある時期にやっぱり決断をしないといけないというようなことから、今回の方針に至ったということでございます。

地元の議員さんですから、当然、町民の声を代弁する、そういった立場もあると思いますので、今回は哲議員の意見として受け止めたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 この中には売却とかありますけど、地元の住民で、我々でやりすよと思います。やりたいと思っています。そういう考えは今あります。そういう部分でいえば、そういう可能性もあると思うので、売却ではなく。ぜひそのときには少しぐらいは町、協力してほしいなと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 仮にそういうような動きであれば、我々としては大歓迎だと思います。しかし、公費の支出が伴わないという形でご検討いただきたいと思います。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 15番、渡部でございます。

私は、やはり今回、道の駅関連の施設については継続していくというような方針については賛成の立場でお話をさせていただきます。

それで、それぞれ道の駅たじま、あと、きらら289、あと番屋と、あと町の駅ですか、それぞれ町内にある施設もあるわけですが、やはり例えば道の駅たじまなんかですと、私も何回かあそこに行ってみたんですけど、その中ではすごく施設がやっぱり狭いんですよ。そして、今回なんかはちょうど紅葉時期に行ってみたら、本当に車が幾ら待っていてもなかなか次入れないということで、結果的にはやむなく行くというような形で、お客がすごく来ているんだなと。やっぱりこの南会津の自然の紅葉というのはすばらしいものがあるなというふうに感じながら、今回のこの方向性については支持する立場で考えたいというふうに考えていますが、そこで、1つだけ、この資料を見て分からないところがあるんですけど、指定管理料というのはこの16施設の中でトータル的には幾らくらい出しているんでしょうか。その数字はどこを見ればいいのか教えてもらえれば、トータル、もちろん自分で出すようにしますが、ぜひその点お願いしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

19ページをご覧くださいと思います。

19ページに、16の町有観光施設に要する公費負担実績及び将来見込みという表がありますが、これの一番右に備考欄があります。ここに指定管理料ということで、指定管理料を支払っている施設と令和5年度の額ということで示させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。空欄の部分については指定管理料を支払っていないということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 といいますと、会津田島ふれあいステーションプラザ、そして、道の駅番屋は違いますが、あと、今言った会津田島ふれあいステーションプラザと会津山村道場、たかつえカントリークラブ、あと、舘岩広域観光案内所、これがそれぞれこの指定管理料を支払っている相手側というのは株式会社みなみあいづというような形で理解してよろしいですか。

失礼しました。番屋を除いてということで、ほかのところは全て株式会社みなみあいづに支払っているというような形なんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 そのとおりでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 分かりました。

ぜひこれ、これからステーションプラザについても指定管理者を替えるというような話がこの後出てくるというふうに理解しているんですけど、あと、それ以外での、今後、先ほどお話があったようにたかつえカントリークラブなんかもこれからできるだけ下げていく。やっぱりそういう中身で、一応できるという認識を町のほうはしているということによろしいんですか。この指定管理料をこれ以上は増やせないんだということで、ちゃんとその打合せ的なものはそういうふうになっていくという理解でよろしいでしょうか。言っている意味、分かりますか。

〔「全部の施設それぞれにということですか」と言う者あり〕

○15番 渡部訓正議員 いや、少なくとも道の駅番屋を除いた、指定管理料を払っている箇所が、ここであれば会津田島ふれあいステーション、その後、会津山村道場、そしてその後、たかつえカントリークラブ、あと、館岩広域観光案内所というのも株式会社みなみあいづということによろしいんですよね。それらについては、少なくしていくための形にしていくんだという理解をしてよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 それでは、私のほうからお答えします。

まず、道の駅番屋ですが、年間416万ほどの指定管理料を計上。実際のところ、ここはトイレの維持管理の経費だと思います。これについては、必要な経費として今後も出していかなきゃいけないのかなと。そういう意味では、現在、指定管理料を出しておりませんが、会津高原憩いの家、ここについて、機能が大きく変わっていますので、今後の継続に当たってはそこも視野に入れなくてはいけないのかなというふうに感じているところです。

それから、ステーションプラザ、ここは2階のコンベンションホールを含めた公的な管理の部分の指定管理料ということで770万ほどの予算を上げておりますが、ここについても継続して指定管理料が必要な施設だというふうに思っております。

一方、会津山村道場、現在1,020万ほど毎年支出しておりますが、これについてはこのままやっぱり指定管理料を出し続けて、今の運営はすべきでないだろうというようなことから、今指定管理期間をもって閉鎖をして、その後の利活用について検討するというございますので、この指定管理料については減らす方向で考えなくてはいけないというふうに思っております。

それから、たかつえカントリークラブ、先ほど川島議員の質問にもありましたけども、ここ

についても指定管理料をこのまま出し続けて継続するということではなくて、やっぱり指定管理者の努力の下で最終的にはゼロを目指すというようなお話を今しているところでございます。当然、株式会社みなみあいづの運営のこともありますから、今現在で、分かりましたというふうになかなか言ってもらえませんが、やはりそれは町と会社の中で今後詰めて、そういった方向で進んでいきたいと、このように思います。

それから、舘岩広域観光案内所、こちらについては機能を見直してというようなお話を中小企業診断協会のほうからいただいておりますので、観光案内所という役割を終えた後、別な建物の利活用ということで、今、水面下で動きもありますので、ここは指定管理料を今後なくしていきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回のこの方針、素案作成するに当たって、その基になったという始まりが今回の評価報告書だと思いますが、この評価報告書の中の最後のほうに、第三セクターの経営の方針に関わってという項目で、前回の一般質問でも私はさせていただきましたけども、この第三セクターの経営というのが体質として町も議会も会社も、誰も責任を取らなくてもいいような状態になっていると、ペナルティーがない状態だと、そういった指摘をされていて、これが今回のこの問題というか、課題のかなり根本的なところにあるんじゃないかなと私は思っているんですね。

それで、そういった部分が今回この素案の中では2ページのところに、町指定管理者制度の見直し方針、これが入っている。これはこれで必要な部分だろうと私は思いますけども、第三セクターに対しての関わりの方針、そういったものもここに必要ではないかなと思うんですね。というのは、町民の皆さんからいただいた意見の冊子を私も目を通しましたが、その中にはやはりもっと努力できるんじゃないのかとか、この会社でいいんだろうかというような、そういったある意味不信に近いようなものもあるわけですね。そうしますと、今回経営が、採算が取れないということで幾つか廃止をして、幾つか存続させます。ただ、この存続させた後、その経営の体質がそのまま持続するようなことで果たしていいんですかと思う町民の方はたくさんいらっしゃると思うんですね。ですから、そういった部分も、これから町民に意見を聞くときの判断材料になるというふうに私は思うんですね。

そう考えると、2ページのところには第三セクターの経営に関わっての町の方針というものも明らかに入れる必要があるんじゃないかと。こういうふうに改善を目指していくので、この施

設はこの後存続させて、さらに収益を上げていきますよとか、そういうふうに町民を安心させる一つの手がかりになると思うんですね。

そこで、質問のその1ですけども、この第三セクターの部分をごにこにこ入れるということについて、今回の素案の中に入れるということは、たたき台としては入らなかったんでしょうかということをお聞きしたいんですが。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回については、町が考える16施設の今後の方針ということだったものですから、そこの視点は我々のほうで入れるつもりはございませんでした。もし、古川議員が入れるべきだということであれば、どんな書きぶりで入れたほうがいいのか、25日までの議員さんからの提案という機会もありますので、その辺でお示しいただいて、我々のほうで検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 25日まで、宿題をいただいたような感じですけども、私もちょっと考えてみたいと思いますが、そこで質問なんですけども、やっぱりこの重要な部分というのは町、それから会社、どういう責任を持つんだ、どういうペナルティーがあるんだという部分だと思うんですけど、つまり緊張感をしっかり持って経営していったほしいという、そういうことだと思うんですが、そういう意味では先ほど町長が、たかつえカントリークラブの経営に関わって、経営の方針についていろいろと具体的に伝えたという部分は非常に大事なことだと思います。

前回の私の一般質問の中で町長は「必要に応じて経営方針の見直しや取締役の交代なども求めたいと考えています」というようなことをおっしゃったんですね。すごく大事なことだと思いますし、こういったものがしっかり明文化されたりすれば、会社経営の側もさらに緊張感を持ってやっていくんだろうなというふうに思うんです。

ですので、そういった部分は入れていただきたいなと思いつつ、質問なんですけども、経営方針の見直しについては先ほどのような形で会社のほうに伝えていくということなんだろうなと思うんですが、取締役の交代とかというふうになると、これはものすごい決断になるわけですよ。そういったときの評価の基準、やっぱりこれ主観的なものであってはいけなくて、客観的な基準というのが求められると思うんですね。客観的で公平性、公正性、そういうものが担保される必要があると思うんですが、そういった部分についての基準というのは、町としてお持ちでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

町のほうでも経営陣の評価というものを持っていませんので、そこについては専門家の方であつたりに相談をさせていただいておるところですが、やはり通常の会社ですと株主が多くいらっしやいまして、その中で経営の業績とかで評価しているという中身があります。ただ、今回この第三セクターは株主が町だけということから、古川議員おっしゃられるとおり、自分の考えだけではなくて、客観的な視点というのは必要であろうということから相談をさせていただいていますが、明確なそういう基準はないということで、ないけども、今探してみますということではいただいているところでございます。

もし、古川議員のほうでそういった何かがあるのであればご教示いただければ、参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 取締役の取扱いについて、前回の私の答弁を引用されて質問をいただきましたけども、この前、社長とお会いしたときにも、この町の方針がある程度固まった段階において、新たな取締役を追加するようなことも考えたいというようなことをお伝えしました。それは、やはり世代交代をしていかなくちやいけないという部分、それから、住民の方からいただいている厳しいご意見の中には、申し上げにくいですが、その幹部の方を替えないと駄目だというような意見もあります。しかし、議員が言われるように、何をもってそれを判断するのかというのは、やっぱり一つの尺度が必要だということで、総合政策課長のほうには、何か参考になるやつがないかということでオーダーを出しているところでございます。

いずれにしても、本当に今大変な判断をしようとする中で、株式会社みなみあいづが頑張って運営をして、そして若い人から選ばれるような会社になってもらわないと、本当の改革の意味はないだろうというふうに思います。株式会社みなみあいづから出していただいた経営改善計画の履行はもちろんでございますが、さらに自分たちがこの地域を担っていくんだというような、そういう自負心を持って経営に当たってほしいということは、折に触れてこれからも言っていきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 分かりました。

私のほうに評価項目何かないかという、そういうことですけども、多分これは本当に、私もいろいろ調べてはみたんですが、第三セクターに関わっての本当に一般的な課題として、制度

的な矛盾やら欠陥という部分なのかなというふうに思っています。やはりそこが明らかにされていないので、全国各地でこの第三セクターがうまくいっていない事例が多く生じているんだろうなというふうに思いますので、私は今、町長がおっしゃったように、今の株式会社みなみあいづがとか、今の経営者がというよりは、やっぱりこれから長く存続させていくときに、同じ人が何年も続いていたりとか、それこそネットなんかを調べれば、天下りがどうだこうだあって、ぬるま湯体質になっているとかいろいろと書かれているわけなんですけども、そういった課題を、客観性を持って、ちゃんとした基準を持って、では、次は交代していただきますよというような、そういうものは、これは絶対必要だと思うので、ほかの事例なかなか見つからないところではあるんですが、それを明らかにしていけないと、世代交代とか、あるいは経営者の刷新で新しい経営というところにはなかなかいけないと思うので、そちらのほうにこそ何か英断を持って取り組んでほしいなというふうに要望をお伝えして、質疑を終わります。

○山内 政議長 よろしいですか、答弁は。

○5番 古川 晃議員 はい。

○山内 政議長 ほかにありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 最初に結論的な感想を言わせてもらいますが、全く評価が描かれない、先延ばしの結果になったなというふうに印象を持っております。先ほど5番議員からもありましたが、前回の改善計画を示したときの取締役社長以下役員の方の答弁を聞いていて、あまりにも幼稚で、人を評価するのをそういう言葉でいいのかと言われるかもしれませんが、あえて言います。経営者として全く、私はその任に値しない答弁の内容であったと、こういう認識を持っております。

それで、これから公募をする際に当たって、その体質、経営の理念、あるいは経営の方針、さらにはその具体的な取組事業についてしっかり示されているのであれば、これは継続、もしくは期限を切ったの延期というのはあっていいと思うんですが、今話を聞いていましたら、これまでの株式会社みなみあいづの方と相談をされたと、あるいは意見を聞いたと、こういう話なので、それではこういう結果にしかならないのかなというふうに思っております。

そこで、あえて一つ質問をしますが、資料22ページ、ここに売上額に占める公費の負担比率というのがあります。売上げというのは、キャパシティーが大きいものについては当然、売上額は増えます。キャパが小さいところでは売上額が少なくなります。これをもって、公費の負担率で将来の公費の支出を決めるというのはいかがなものか、こう思いますが、いかがでし

ようか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これだけをもって決めたわけではなくて、このほかに様々な資料をつけさせていただきましたが、これらを総合的に見ての判断だというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 公費の支出も、いわゆる会社の経営をする場合には、投資的な経費であるというふうに私は思うんですね。そのときに、町から出てくるお金が、これはいわゆる人件費見合いとして出ていくのか、あるいは経営の一端が赤字になるから、その補填として出ていくのか。ここはしっかり、今後出す場合には定めてもらわないと、私たちは、一括で支出された場合には、どこにどういう支出をあてがわれたのか分からないんですね。

そこで、普通でしたら、売上総利益が幾らだったのか、あるいは営業利益、つまり売上総利益から販売額や一般経費を差し引いたもの、営業利益はこのくらい、だから、このくらいの町から投資をしたから、このスキー場は、この施設は、これほどの結果を出しました。いわゆる貢献度については検証されたかどうかお聞きします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今ほどおっしゃられましたその営業利益については、今回ここには載せさせていただいておりませんが、検証はしました。ただ、営業利益というふうに考えたときに、果たしてその経費が、経営によってその経費が多かったり、少なかったりということも考えられるかなというふうに思いまして、単純に売上げということで整理させていただいたところでございます。今回、数字のこういった形での整理まではしておりませんが、この表を作るに当たってはそこまでの検討はしてみたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 物事は、あるいは様々な仕事がありますが、仕事というのは最終的な、誰しものが納得するような地点までいかないと、仕事を完了したとはならないんです。途中で終わってしまったんでは、それまでの積み上げてきたデータやそこに費やした勤務というものが、ある意味効果が薄くなってしまう。あるいは効果が出ない場合もあります。

そこで、26ページですけど、損益分岐点のその売上額が示されていますよね。たかつえスキー場から、スキー場に限っていえば高畑スキー場まで、分岐点の売上額が、高畑の場合は6

億7,400万円でしょう。そのほか、だいたいが1億2,800万。つまり、6億7,400万円の努力目標があるわけです。これはどういうふうにお考えなんですか。どういうふうに評価されたんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この損益分岐点につきましては、令和5年度の実績で、じゃ、どこまで売上げを上げれば利益につながるのかということを確認するために参考までに取ったものでございまして、それをどういうふうにするというのは改めて今後精査しながら生かしていきたいというふうに考えております。これから指定管理の公募する際のバックデータとしても活用できるとは考えておりますが、今後生かしていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ここにデータを出すということは、ここで掲げている素案ですが、この素案をつくり上げるまでのデータなんですよ。これからじゃないんです。

私がこの資料を見た限りだったら、一番最初に私は会津高原たかつえスキー場をやめます。これは私の主観です。でも、そのデータが示していますよね。公費の負担率と言っていますけど、負担額ですよ。町からお金が出る、財政が厳しい町から支出をするという支出額だったら、いわゆる断トツでしょう、会津高原たかつえスキー場。

これ、先ほど、第3期の南会津のまち・ひと・しごと、これでこれだけの事業計画を持ち、しかもこれから具体的にこれを実行し、仕事が増えて、人口が減らないで若干でも増えていく。そして、この南会津で子育てをする、そういう行政、政策をしなきゃならないときに、何と1シーズンにこれだけの金を町から支出するなんていうことは、私が経営者だったら考えられない。それを1点申し上げる。これから先の詳しい議論については、議案として上がったときに論じていきたいと思います。

そこで、最後になりますが、この政策がずるずる……、ずるずるって失礼です、このままいったとします。そして、どういう結果になるかは誰も知りません、未来のことは。しかし、私が見る限り、いい結果は出ないというふうに思っております。町の財政的にも、それから、観光施設にとっても、いい結果は出ないだろうと。そこで、スキー場のグリーンシーズンのステージとしてはどのようなことを検討されたのか、あったらお聞かせください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

グリーンシーズンの活用につきましては、今後指定管理者の公募をする際に、そういったグリーンシーズンの提案も含めることも必要ではないかというような議論はいたしましたが、ここに載せるような、そういった内容までには至っておりません。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 多分この問題を意識されていたと思いますが、アドバイザーを任命されたと思うんですが、アドバイザーの意見があったら、差し支えない範囲で聞かせてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

アドバイザーからいただいた意見としては、多分このスキー場もですけども、宿泊施設も、将来的に全国的な人口減少を見れば需要は減っていくであろうと、かなり厳しい状況になるんであろうというような意見はいただきました。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 アドバイザーとしてその程度の文言であれば、それはどうも私はアドバイザーとしての任にふさわしくないと思うんですが、要するにアドバイザーというのは、行政が抱える様々な問題を、そこを切り抜いていくというか、ぶち抜いていくというか、そのくらの姿勢で、そして、しかし、そうはいつでも行政はここは譲れないよというすり合わせをするのかと思っていたんですが、そうじゃないようですので、非常に残念に思います。

最後になりますが、先ほど5番議員も言いましたが、これは誰も責任を取らないというわけにいきません。私は、今すぐ一個人として責任を取る立場にありません。それが悔しいですが、私はこういう結論に至った経緯としては大変未熟である、こう申し上げて終わります。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 私からは、5 番議員と9 番議員と同じような質問なんですが、持論から先に申し上げたいと思います。元冬季従業員としても申し上げます。株式会社みなみあいつの経営陣が替わらない限りは、また同じようなことを繰り返すのかなと私は考えます。今後もその経営陣に対してどのような指導、協議をしていくつもりなのか、また、今までと同様ならば、同じようなことを繰り返すと思うんですけども、新しく提案とか、そういうことはないのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

会社としても、会社の経営改善計画をつくって、今動き出しをして、社内でも社員とのすり合わせが行われているような報告をいただきました。我々のほうでも、それぞれの施設ごとに担当部署が月1回ベースでヒアリングをして、その進捗状況なり、会社の中身を把握しているというようなことで、我々の思いは一定程度伝わっているというふうに思います。

それから、私、町長としてであります、株式会社の経営陣と話す機会があります。今回のこの素案を議会にお出しする際にも、取締役の方にお集まりいただいて考え方を伝えました。今までどおり町の公費を出し続けながら、公共施設を維持することはできない、そのことを踏まえてしっかり対応してくれという話と、あとは、この前も社長においでいただきまして、住民の方からいただいているそういった評判、それらを含めて話をさせていただいたところでございます。そういう意味でも、やはり取締役の人選を考えていかなくちゃいけないと思います。

しかしながら、古川議員が言われたように、外部だけのお話だけで判断できるかという難しさはあります。これは、今後、会社がつくりました経営改善計画、その進捗状況であったり、今回の公共施設の管理に関する方針の変更に伴う会社の考え方、そういったものをしっかり我々としても点検をしながら、必要に応じて取締役の交代を求めていくというような場面も必要になってくるのかなというふうに思っております。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（２）町有観光施設の今後の方針（素案）についてを終わります。

説明者の入替えを行いますので、暫時休憩します。

なお、再開は２時４０分とします。

休憩 午後 ２時２６分

再開 午後 ２時４０分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（３）会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者についてを議題とします。

説明をお願いします。

商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 商工観光課長の渡部秀介です。

私のほうからは、会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者についての説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、資料３－１をご覧ください。

会津田島ふれあいステーションプラザについては、株式会社みなみあいづで売店及びレストランの運営をしております。しかしながら、赤字が継続している状況ですとか、慢性的な人手不足から改善に向けた取組が期待できない状況にありまして、指定管理に関する協議の結果、令和８年３月31日を待たずに指定管理をやめたいとの意向があったため、今年度で指定管理を終了することとなりました。このことにつきましては、９月定例会の総務委員会で口頭で説明をさせてもらったところでございます。具体的な内容は12月議会の全員協議会で示すことで説明をしております。

続いて、これまで行っていた業務でございますが、併設されている会津田島駅の会津鉄道株式会社が売店の拡張ですとか待合室の確保等に課題を抱えていたため、緊急性や施設の利便性を含め、会津鉄道株式会社が管理・運営をするのが最も適正と考えまして、非公募により会津鉄道株式会社が引き継ぐことで協議を行っております。このことにつきましては、ステーションプラザでは、町の観光振興の拠点でもございまして、地元の住民の親睦ですとか交流の場として役割を担っていることから、指定管理の空白期間が生じることでサービス低下することを防ぐために、令和７年度、当初から継続して管理ができるよう、新たな指定管理先の確保に向けて調整してまいりました。

続いて、１階の売店でございますが、乗降者等を考慮しまして、陳列などのレイアウトを見直ししまして、利便性の確保に努めてまいります。

２階のレストランの運営ですが、会津鉄道株式会社がNPO法人はいつとに依頼しております、ただいま協議を進めているところです。

基本協定は、会津鉄道株式会社と仮協定を結びまして、会津鉄道株式会社がNPO法人はいつとにレストラン、そして、コンベンションホールの運営・管理を委託することとしております。本協定に伴う議案に関しましては、３月議会に提案予定となっております。

レストランでは、これまでのメニューを引き継ぎつつ、祇園会館で提供していただいた郷土料理などの提供も可能となります。また、団体等の受入れについても、コンベンションホールを管理することによって予約管理が容易にできまして、これまで祇園会館で行っていた寄席で

すとかコンサートなど、地域のにぎわいづくりも引き続き行うことができるようになっております。

続いて、会津田島祇園会館についてでございますが、NPO法人はひとつがレストラン及びコンベンションホールの運営・管理を行うことを受けて、現在、指定管理を行っております会津田島祇園会館は空調設備等の課題もあり、1年前倒しして閉館をいたします。また、会津田島祇園会館条例の廃止を3月議会で提案する予定となっております。

ステーションプラザの施設においては、人と人との多様な触れ合いを通しまして、地域振興の活性化と住民福祉の向上、鉄道利用者の利便性を確保しまして、町の拠点施設として重要な役割を担っております。今後、ステーションプラザの機能をさらに効果的に発揮できるよう、改修計画も進めておるところでございます。

次に、次ページの資料3-2でございますが、ステーションプラザの指定管理期間の変更を示したのになります。上段が本来の指定管理となりまして、令和7年度で期間満了となる予定でしたが、今年度をもって株式会社みなみあいの指定管理が終了となります。令和7年度以降が会津鉄道株式会社で指定管理を受ける予定で、令和11年度までの5年間の指定管理となります。

次に、下の祇園会館でございますが、本来の指定期間は令和7年度までとなっておりますが、ステーションプラザへ移動することから、今年度で指定管理を終了し、祇園会館としての機能を終了する予定でございます。

以上、会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 説明では会津鉄道と仮協定を結び云々とありますが、前の資料の中では、田島ふれあいステーションプラザに指定管理料として770万の管理料が出ているんですが、この仮協定の段階でこの指定管理料についての話し合いは進んでいるのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

それも含めまして、会津鉄道との指定管理料も含めた形で協議は進めておるところです。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 これは同じ額という認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

同じ額で進めております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 そうしますと、株式会社みなみあいづがこれまで赤字を継続してきているという原因、これは会社側の経営のいわゆる在り方といたしますか、根本的な経営の中にまずさがあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

ステーションプラザにおいては、コンベンションホールもございます。公共的な施設としてその維持管理、そしてトイレもございますので、その維持管理として、電気料も水道料もありますので、その指定管理料として770万円をこれまで株式会社みなみあいづのほうへ指定管理料として支払っているところです。

ただ、今回の問題となったところは、2階のレストランですとか下の売店、さらに観光事業等でなかなか経営がうまくいかず、赤字が続いていたと。さらに、慢性的な人手不足もありまして、そういう中で町として指定管理料を増額できないのかということで協議が入ったところでは。ただ、町としては、自分たちのレストランですとか売店の経営している赤字を町が補填するという考えは合理的なものでも全くありませんので、そこはできませんので、今の指定管理料の中でやってくださいと言いましたら、それでは、ステーションプラザの指定管理はやめさせていただきますということで申出がありましたので、今回このような形になっております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

会津鉄道の社長、それから常務との話合いの中で、会津鉄道が受ける意味のメリットというものを確認しました。今、会津鉄道の小さい売店で約2,000万ほどの売上げがあるそうです。一方、株式会社みなみあいづが持っている売店でも、それより少し上ぐらいの金額で、あの場所でそれしか売れないんですかというぐらいに、会津鉄道の経営陣はびっくりされていました。つまり、同じような売店が2つあったことによるマイナスの効果になったのかなと。これは、会津鉄道としても、駅舎を広くしつつ、かつ売り場を広げられるということであれば、会社と

してもメリットだということで、湯田議員からは会社としての経営の在り方というところに疑問を投げられましたが、そういった効果というものも会津鉄道のほうでは見込んでいる。

一方で、採算ベースに合わなかった観光部門が入っていたり、やっぱり会社としても、みなみあいづとしても改善の余地があったと。そのことを今回の指定管理の交代を機に、会社としても改善を図るというようなお話を聞いております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 新しく指定管理を予定している会津鉄道のほうについては、その方針でいくというのは理解できるんですが、私たちが再三言っているように、例えば、株式会社みなみあいづがそこで売上げが伸びなかった。じゃ、伸びなかった理由が観光部門という。観光部門をやめれば、そこは売上げが上がったのか。あるいは、観光部門をどういうふうに売上げの上がるような内容にしていくのか。つまり、ここのところの議論が抜け落ちていたんではないかと思わざるを得ないんですよ、この内容からすると。何も変わっていない。

つまり経営者が替われれば、立派に経営ができるような内容になるという、そういうふうにし受け取れないんですが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 やはり今ご指摘の部分は一部当たると思います。やはり会社としても、下の売店と、それから上のレストランというところが人員的な配置も含めてなかなか厳しいというようなところがあって、売上げが伸びていなかったというふうに思っております。今回は会津鉄道が入ることで売場面積を増やしつつ、2階については特色のあるはいっとさんに入ってもらって、郷土色豊かなものを提供していただければ、その分のリスクについてははいっとさんのほうで、頑張れば、これ利益上がるというようなもくろみをされているということで、お互いにやっぱりいいんだろうと思います。

それから、さっき観光の部門と言いましたが、観光案内というところに観光部門がいて、観光案内、それから旅行取扱いをされていたようですが、ここのところに場所を借りていた割には、効果があまり出なかったというようなことかと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、この770万は観光部門としての指定管理料は含んでいないと、こういうふうに理解していいんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 議員おただしのとおりでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一般の人が、会社内情に精通していない人が考える場合には、この人たちはある意味では地元の応援団になり得る人ですが、今のように会社が替わればうまくいくんだってという話になるんですよ、これだと。とすると、私は株式会社みなみあいづのほうのいわゆる経営の志、あるいは経営戦略、経営に対する真摯な取組、ここが不十分であったために、たまたま駅舎の中にあったので、駅のほうにその経営を移すと、こういうふうに捉えがちです。このことをしっかりと、違うんだと、そういうことではないんだということをぜひ機会あるごとに一般の町民の方々に説明をしていただくことを求めて終わります。

○山内 政議長 そのほか質問ありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私は今回、会津田島祇園会館の今後の活用とかについて、今までこの祇園会館の活用についてどのように考えるのかということで、この旧南会津田島地域の祇園会館、祇園祭の一つのメインの施設というような形で運営をされてきたものが、今回廃止になると。

じゃ、それを本当に今後、今、町内に4つの格納施設ができているわけですが、じゃ、その祇園祭というのをどういうように、一般の方にも、ほかから来られた方にそういうPRなり、そういうものを図っていくのかということで、今まで私も何回か一般質問等で質問してきた中で、一応検討するというような形でそこで止まっていたんですよ。だから、それらについてはどのようにする考えなのか、廃止をして何もなくなってしまうというような形になるのか。祇園会館が廃止された後、どんなふうな活用がされるんだいとか、壊すのにだって大変じゃないのかというような声が実は私のところに入ってきています。だから、それらも今の段階では私自身も分かりませんというような回答をしているわけですが、それらについてどのような対応を今されているのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

まず、廃止後の活用の町の考え方ということで、基本的には祇園会館の条例がございますので、廃止後は普通財産としての取扱いとなります。建物そのものは平成7年度に落成しまして、本年度で30年を迎えております、建物的には。空調設備の課題はこれまで何度も議会の中でも説明してきたところでございますが、建物自体はまだまだ利活用が可能と町としては認識をしております。さらに、立地的な条件としてはバイパス沿いに面しておりまして、今後の中心

市街地の活性化につながる絶好の場所に位置をしていることから、廃止後は民間の活用も含めまして、様々な活用方法を町では検討していきたいという考えでございます。

あと、さらに祇園祭の案内ですとか、そういったPRに関しましては、今ほどありました4つの祇園祭の屋台の格納庫が存在しているということで、そこを周遊できるような形、さらにはSNSを使った、QRコードも使った町なか歩きのそういった電子的なマップも、今年度も実証実験をしております。そうした中で、うまく機能するような形で、広く周知できるような、祇園祭が分かりやすいシステム、そういったものをきちんと取組しながら、祇園祭の周知、PRに努めてまいりたいなというふうには考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 あそこは私も何回もしつこく、今回の一般質問でも実は触れさせてもらっています。やっぱりあそこが一つの今後のメイン道路になってくると。だから、そこを起点に、今まで執行部のほうでも答弁されてきたように、やっぱりそこから旧市街地というか、そちらのほうにも足を運べるような、そういった施設活用をぜひ期待して、発言については終わらせてもらいます。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私はステーションプラザの建物のことについて質問したいと思います。

今後、耐用年数の関係がまずありますが、それに基づく修理修繕等が今後ないものか、あるものか、その辺をひとつ聞きたいことと、あそこの改善として……、

○山内 政議長 1つずついきましょう。

○2番 芳賀正義議員 それでは、その耐用年数と空調設備、今後の修理修繕があるのかどうか、それらの要点を聞かせてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

耐用年数に関しましてはまだまだ、鉄筋コンクリート造りでございますので、建物的にはこれまでどおり利活用は可能だということで判断をしております。

修繕に関しましては、空調設備、例えばコンベンションホールの空調設備はこれまで設置した、開設して以来、交換はしておりませんので、そういった部分の修繕ですとか、あと、今、既存の小さい柱が事務所的な活用というか、機能も持っていたために、柱があるので、そちらをきちんとコンベンションホールとしての目的に沿ったスタイルに修繕をしたいというところ

ですね。

ただ、あと、もう少しコンベンションホールに関しましてはＬＥＤ化、今の既存の照明は低いところに位置しておりますので、それを開設した当時の高さにある蛍光灯をきちんとＬＥＤ化にしたいというところです。

最も今考えなければいけないのは、バリアフリー化となっております。要は、あのステーションプラザにはエスカレーターもエレベーターもございませんので、例えば２階に高齢者ですとか車椅子の方が食事をしたいといっても、できないわけですね。そういった部分をきちんとクリアしながら、バリアフリー化に向けて、エレベーターの検討を今しているところです。どの辺に位置するのかは今調査中でございますが、そういったものもきちんと整備しながら、そして、先ほども説明しました駅の売店ですとか、そういったものも動線をきちんと確保できて、利便性をよくした駅、ステーションプラザにしていきたいなというふうには感じているところです。

○山内 政議長 ２番、芳賀正義君。

○２番 芳賀正義議員 私、次に言う予定でございましたが、エレベーターの検討をひとつよろしく、非常にいい形ができるんでないかなというふうに思います。

それからもう一つ、この問題はまた出ますと従業員の雇用の関係が出てくるわけですが、現在の雇用者の関係と、これから４月１日からどうなるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今のレストランヴォーノの従業員の方、それはそれでちょっと置いておきますが、祇園会館の従業員の方も、実は冬季間あまり個人のお客様がいないということで、団体だけの受付をしているところなんです。そうした分では、平日は従業員を遊ばせておく、休ませておくわけにはいかないので、祇園会館の従業員をレストランヴォーノに送ったり、そういう冬季間の時期というのはレストランヴォーノでもさらにスキー場に人手不足ということで、レストランの従業員をスキー場に会社で移動させてやらせているということがあります。

そういう部分で、今後、会津鉄道も含めてなんですけれども、人間的なもの、会津鉄道も急に売店を始める、大きく拡張したとしても、従業員は不足してしまいますので、そういった部分での従業員同士の調整というのも、会津鉄道、株式会社みなみあいづ、町と定期的な、１か月に一度程度協議の場を設けて、そうした雇用の場も含めて調整を図りながら、お互い納得するような形で、今そういった細かな詳細な部分も調整を行っているところでございます。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 1 点だけなんです、先ほど祇園会館の廃止が 3 月議会でご提案されると。廃止になったとして、その後なんです、その後のスケジュールとして町ではどのようにお考えでしょうか。民間のほうへという話だったんですが、大体いつ頃までにというような、そういった見通しはあるでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

漠然としてしまいますが、令和 7 年度におきましては、そういった先ほど言ったように民間の活用も含めて、町としては検討していくということで、今のところそこまでの考え方で、7 年度中には何らかの方針、別な利活用の方法も出てくるかもしれませんが、そういった部分で関係機関との意見を交換したり、そういった部分で何があの位置に町としてふさわしいのかも含めて、きちんと検討してまいります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 跡地利用について、私のほうからも少しお話をさせてください。

商工観光課長が答えましたように、立地を考えれば、商業の振興だとか、観光の振興だとか、そういったところにふさわしい土地だなというふうに思っております。

それで、今現在はまだ祇園会館設置条例という条例がある中で、現指定管理者がいる中で、なかなか動けない。正直、動けないんです。これがはっきりして、何らかの、町として、例えば普通財産にして民間での活用を考える、もしくは別な公共用地での活用を考えるということが次のステップになります。これらについては、今後、議会のほうでこの流れでいいよということであれば、引き続き水面下での動きを進めて、なるべく期間を空けないで、町なかのにぎわいの向上に資するような公共施設としての活用を考えてみたいと、このように思っております。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 その辺のスケジュール、了解しました。

本当に立地条件としてはすごくいいところなんですけども、やっぱり町民としてはあそこがなくなるんだってと、4 月以降。それがあまりにも、その後、民間に渡すかどうか分かりませんが、あまりにも間が空き過ぎると、あんないいところを何であんな荒れた状態にしておくんだというような、そういった町民の声なんかもちょっと心配したものですから、なるべく

早い段階での次のステップというのを示していただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（３）会津田島ふれあいステーションプラザ及び会津田島祇園会館の指定管理者についてを終わります。

次に、（４）会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募についてを議題とします。

説明をお願いします。

南郷総合支所振興課長補佐。

○大桃 悟南郷総合支所振興課長補佐 南郷総合支所振興課課長補佐の大桃悟です。

私から、会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募についてご説明いたします。

資料４をご覧ください。

１枚目の資料には新指定管理者の選定方法等、２枚目の資料には星の郷ホテル公募スケジュール等をまとめております。

会津高原星の郷ホテルにつきましては、ご承知のとおり株式会社みなみあいづが指定管理者となり、令和３年９月に開業し、現在に至っております。開業から４年が経過しておりますが、過去３年分の決算状況は大変厳しく、赤字が続いております。当施設は、株式会社みなみあいづが令和６年３月に策定した経営改善計画の中で、令和７年度以降の受託管理を協議する業務に位置づけられており、令和６年６月に提出された町への協議書において、当施設は今後の収支の改善が困難な状況、さらには、令和７年度は協定書に基づく施設の受託が困難になるおそれがあるとの申出がございました。

また、町が素案としてお示しました町有観光施設の今後の方針において、当施設は「新たな指定管理者を選定し継続」としておりますので、今後新たな指定管理者を公募により選定し、施設の維持に努めるものでございます。

指定管理者の選定方法等でございますが、指定管理者の選定は公募といたします。

指定管理期間は、星の郷ホテル条例の５条の定めのとおり５年といたします。新たな指定管理期間は令和７年７月１日から令和１２年３月３１日までであります。新たな指定管理期間を４月１日からとしない理由につきましては、３月に新たな指定管理者が決定したとしても、短期間で円滑な営業引継ぎは困難であると考えられますので、４月から６月までの３か月間につきましては現指定管理者による営業を行っていただいて、宿泊者への影響が出ないようにと考え

てございます。

なお、この3か月間の準備、引継ぎ期間に発生する人件費等と収入が発生しない開業月1月分の営業経費については、指定管理料として令和7年度当初予算への計上について現在検討しているところでございます。

2枚目の資料、星の郷ホテル公募スケジュールについてご説明いたします。

来週以降、公募の周知を行う予定でございます。

1月中旬までに公募説明会を開催し、申請の受付は1月末までを予定いたします。

2月には選定委員会を経て、候補者を決定する予定でございます。

3月定例議会において、現指定管理者との指定管理期間の変更の議案と新たな指定管理者との会津高原星の郷ホテルの指定管理者の指定についての議案を提案する予定でございます。

その後、新たな指定管理者が決定次第、さきに申し上げたように円滑な営業引継ぎを行い、令和7年7月から新たな指定管理者の下で当施設の営業を開始したいと考えております。

以上、南郷総合支所大桃が説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 頂いた資料の4-1、スケジュールのほうで質問させていただきます。

本定例会後に公募の周知というようなスケジュールになっていますが、その中の募集要項、仕様書の中身に関しまして、町民の方が利用できるような条件で運営をすることですか、そういった町民利用に関しての条件を付すようなことは考えているでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所振興課長補佐。

○大桃 悟南郷総合支所振興課長補佐 お答えします。

現在、募集要項の準備をしております。議員のご質問ですと、定例会後に募集という質問がございましたが、先ほど説明したように、来週から早速公募の周知をしていきたいと考えております。その中身でございますが、地元利用についてというご質問でございますが、当然ながら住民の福利の向上に努めるような施設でもございますので、その辺は募集要項の中に盛り込むことになる、そのように考えております。

以上でございます。

○山内 政議長 そのほかにごございませんか。

9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 この施設が建設されてから、まだ日が浅いですね。それで、ここに書いてあるように、収支の改善が困難である。困難になったその原因というのは分析されていますか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

これは会社とのヒアリングを行っておりますけれども、この中で会社側のほうからは、一番不足していたのは営業努力であったとの報告を会社から受けております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 指定管理者として認めたのは町ですね、町長ですね。その努力が足らなかったというのは、それに対していわゆる改善処置とか、そういうことは町としてされなかったんですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

皆さんご存じのとおり、令和3年度からホテルのほうは営業始まりましたけれども、初年度から赤字が出ておりまして、その都度、現場サイド等は原因、なぜ赤字になるのか等々のお話はさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 それぞれ立場上、聞き取りをしたり、それから協議をしたりというのはあると思います。問題は、協議をしたそのときのアドバイスというか、協議をして、町側からの、例えば会社側に対する提案、あるいは営業の問題点とか、その指摘事項を教えてもらえませんか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

一番は、人員の配置関係がちょっとよくないんじゃないかということで、その辺についてはアドバイスをさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答えをしますと、人員の配置の関係があるんですが、人員が配置できないがゆえに部屋をフルオープンにしていなかったというようなことが分かりました。そういう運営では駄目でしょうというようなお話を再三して、指摘をして改善を求めてき

たところでございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 その施設があるところ、いわゆる管轄支所というんですかね、その支所長が答弁をするんですが、私はこういう問題は本所の責任のある部署が一括して答弁して、細部にわたる現場の状況については支所が担当すると、こうあるべきだと思うんですね。

そういう意味で、今答弁あったように、皆さんはそれぞれ現場に赴いたり、聞き取りをしたりしてやっているんですよ。やっているんだけど、それを共有して、じゃ、それをどういうふうにしたら改善できるのか。例えば職員の配置なら配置なんですけど、その配置をどうしたらいいのか、これは役場の職員では分からないんですね。やっぱり経営というか、事業に参画していない人にはなかなか分かりにくいんですよ。ですから、そこをしっかりと、何が足りないんだ。意識が足りないのか、それとも時間が足りないのか、あるいは能力が足りないのか、研修が必要なのか、ここのところをしっかりと議論されたかどうか、もう一度お聞きします。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

個別にいろいろご指示等させていただきましたけれども、最終的には会社の方針がございしますので、そこまで私たちは入っていけないということはございました。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 そこなんです。つまり、会社というのは法人を有しているわけですが、会社を動かしているのはやっぱり代表なんです。代表取締役、あるいはそこに関係する役員等がいて、この方々が実はその方針を出し、あるいは問題解決能力を発揮していくんです。それができていないから改善が図られないんですよ。

例えば、これは新しい指定管理者が見つかって、それがいろいろな改善策を出しながら、運営がうまくいったとする。そうしたら、これは今までの会社の問題があったということを証明するようなものじゃないですか。私はそこを言っているんです。ですから、先ほども5 番議員からありましたけど、今見ている人たちを、例えば駄目だとか、排除しろとかではなくて、その人たちが気づいて、そして、自分がどれだけの任務として責任を負わなきゃならないのか、自分に課せられた責任は一体何なのか。そうすると、その人たちが適格かどうかなんていうのはおのずと分かってきて、そこにいる従業員から信頼されているかどうかだけです。

仕事をするのは、1 人や2 人じゃないです。いろいろな部署を担当するみんながそれぞれの役割を担って初めて成果を出すわけですから、ここのところを会社に指定管理を任せたとする

なら、任せたから、中には入れないかもしれない。でも、せっかく任せているんだから、お互いに協力することを協力し合うというには、共有する部分がないといけないと思うんですね。だから、そのことを含めて、新しい指定管理者についてはそういう姿勢で臨んでいただければありがたく思います。

以上です。

○山内 政議長 そのほか質問ありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 この星の郷ホテル公募スケジュールというのを今見ているんですが、開業準備というのはやっぱり3か月くらい必要なんですか。その上から、上の中で予定を見てみますと、通常、そしてその分の経費は町で支払いますというような形なんですが、やっぱりそういうような取り扱い方というのが普通多いんでしょうか。ちょっと私分らないものですから、説明をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所振興課長補佐。

○大桃 悟南郷総合支所振興課長補佐 お答えいたします。

当然ながら我々も専門家ではございませんので、過去の事例から申し上げますと、令和3年9月に新しくホテルがオープンするに当たって、それは株式会社みなみあいづが指定管理を受けたわけですが、そのときの準備期間等を参考にして3か月間とさせていただいてございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 こういう準備をして、そして現状が今12月というような形で、流れ作業で考えた場合、3月いっぱいくらいで、4月からのオープンというのは、本来そういうような形であるべきではないのかな、どうなんですかね。これだけ見ておけないと、いろいろ支障が出てきますという、そんなものがあるんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

スケジュール表を見ていただくと分かるように、これについては公募という手順を踏まなくてはならない。周知の期間、それから審査をして、内容を確認して議会に上げるということですので、やっぱり議会の承認までは正式に表面立ってはあまり動けないというようなことがありますので、どうしても3月末の3月の議会で承認をいただいた後に3か月間の準備期間をもって、7月から営業を引き継ぐというのはやむを得ないスケジュール、これが最短のスケ

ジュールだというふうに思っています。

前回、株式会社みなみあいづがこの施設を受けるときにもやはり同じような状況がございまして、株式会社みなみあいづに対して指定管理料を交付した実績もございます。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 2点だけお尋ねしたいと思います。

先ほど営業努力が不足していたというような答弁があったと思うんですけども、これは具体的に営業マンとか何かを配置できなかったということなんでしょうか。今はあまり会社を訪問するとか、そういうことはなく、ネットでの募集、そういうものが効果的というふうに聞いていますけれども、その努力が不足していたというのは具体的にどういうことを指すのか聞きたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所振興課長補佐。

○大桃 悟南郷総合支所振興課長補佐 お答えいたします。

どんな営業努力が不足していたとのご質問でございますが、端的に申しますと、先ほど町長のほうでもございましたように、低い客室稼働率が一番の原因であったと分析してございます。つまりは、ホテルの客室のキャパに合ったお客様を入れていなかったと、そのようなことを現場のヒアリングから確認してございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 この件については総合支所のほうからの報告、それから、総合政策課のみなみあいづに対するヒアリング等で私のところにも上がってございました。経営陣と話をする中で、町の公共施設というものを考えれば、人員配置をしてでもやるべきでしょうというお話をして、今年4月から人員配置を変えたそうです。その結果、今、急激に回復しているというようにお話をいただきました。これはコロナ禍明けのハンデもあったとは思いますが、キャパに合うお客さんを入れられないと、そこにかたくなにこだわっていたことがやっぱり業績を上げることができなかった要因であるというふうに私も感じておりましたので、株主総会等でしっかりそのことは伝達をして、改善を促してきたつもりでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 改善計画、昨年度からかなりよくなってきたという状況の中でも、株式会社みなみあいづでは指定管理はもう受けることができない、これ以上の改善は見込めないという判断というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回、手続を踏むに当たって、会社としての方針を出していただきました。6月だったか、7月だったか、事務サイドに聞いていただきたいんですが、そのときに出てきたのが、一定の指定管理料を頂かないと会社としてはできませんという答えでした。しかし、今見てみると、結構いい感じで業績を伸ばしているんですね。しかし、我々としては、もうそのやつを放置するわけいかないということから、しかるべきところと打診をしながら、指定管理者になっていただけるかどうか、そういった水面下の作業もしてまいりましたので、今になってできるからというのはちょっと聞けない話でございますし、この前、社長とお話をした中では、これが会社としては限界かなというようなお話もされておりましたので、ここは中小企業診断協会が指摘したように、その道に長けた業者に任せるべきだというようなご指摘、これについては我々もしっかり受け止めて、新しい指定管理の中で星の郷ホテルの有効活用を図るべきだと、このように思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そのとおりだというふうに感じます。

それで、指定管理の期間なんですけど、新たな指定管理者がもしも長期的に、自分たちで投資をしてまで、この観光施設の充実・活性化を図りたいというような場合には、5年という期間、これを延長するような条例改正とか、そういうことは可能でしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今現在、設置条例の中では5年を限度としてというふうになってございますので、まず一旦は、今の整理としましては5年以内で契約するしかないというふうに思っております。この間の評価結果の話からも、5年が適当かどうかというような話もありますし、今回の方針でも10年という話も出ておりますので、その辺は全体の目的であったり、指定管理者の意向であったり、そういったものも考えながら、この後、検討するしかないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 そのほかにございませんか。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 質問ではないんですが、先ほど町長から、準備開業に3か月かかるということをおっしゃっていましたが、私が都内の準備開業室にいた経験から申しますと、最短で1か月で準備は可能です。それと、4月から6月、5月のゴールデンウィーク、これは機会

損失に当たるので、ゴールデンウィークを外すというのは宿泊業にとってはとても痛手だと私は考えますという意見を申し上げて終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 和孝議員の参考意見として受け止めます。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（４）会津高原星の郷ホテルの指定管理者の公募についてを終わります。

説明員の入替えを行いますので、暫時休憩します。

なお、再開は午後３時４０分とします。

休憩 午後 ３時２９分

再開 午後 ３時４０分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（５）館岩地域の教育環境の維持に関する方針についてを議題とします。

説明をお願いします。

教育委員会分室長。

○山内秀剛教育委員会分室長 教育委員会分室長の山内秀剛です。説明させていただきます。

資料５、館岩地域の教育環境の維持に関する方針についてという資料の、まず裏面をご覧ください。

初めに、令和６年度、本年度の西部地域の町立小学校の児童生徒数、あと大きな２点目として、今後５年間に入学する児童生徒数の推計ということで、児童生徒数の状況についてまず説明をさせていただきます。

大きな１点目の本年度の児童生徒数ですが、（１）小学校、太枠で囲っているのが館岩小学校になります。１年生から６年生までそれぞれの児童数、その下に学級数ということで表示しております。１・２年、３・４年、５・６年と、下段の学級数それぞれ１、１、１ということで、完全な複式学級という状況になっております。一番右端が児童数の合計です。館岩小学校２３名、学級数が３というような状況になっております。

同じ見方で、伊南小学校、南郷小学校が、伊南小学校の児童数31、南郷小学校56というような見方でお願いいたします。

(2) 中学校です。舘岩中学校、1年生、2年生、3年生それぞれの生徒数で、合計が16人というような状況になっております。

(3) が幼稚園、全園児で15人というような状況です。

大きな2点目、今後5年間に入学する児童生徒数の推計ということで、令和6年度から令和11年度までの入学生と、下段に全児童数ということで整理をさせていただいております。

舘岩小学校については、令和6年3名の入学生がおりまして、現在23名。ずっと右に行っていただきまして、令和11年度には3名の入学生で20名というような状況が推計されます。参考までに、令和5年度の児童数が27名ということですので、令和11年と令和5年度の減少率については、舘岩小学校マイナス25.9%というような数字になると推計されます。

下の伊南小学校については、令和6年度2名の入学生、令和7年度についてはゼロというような数字になってございます。伊南小学校の参考までに令和5年度の児童数が35名ですので、減少率がマイナス68.5%というような状況という数字になってございます。

(2) の中学校も同じ見方で、舘岩中学校の減少率がマイナス6.7%、南会津中学校の減少率がマイナス15.0%というような状況ということになっております。

まず児童生徒数の現状、あと推計について説明させていただきました。

表に戻っていただきまして、方針について説明させていただきます。

資料上段四角の枠で、これまでの背景ですとかこれまでの経過について整理をさせていただいております。

1点目、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えるが、舘岩地域では、今後児童生徒数の大きな増加が見込めないのが現状であると。そんな状況でも、他地域の学校との統合も、通学距離、通学時間の問題から困難と考えています。

3点目、そういった状況を踏まえ、一年間を通して首都圏等から児童生徒数を受け入れることで、児童生徒数の確保を図ることを目的に、平成29年度から長期山村留学の実施について検討してまいりました。これまで、さいたま市などの関係機関等との協議、先進地視察、関係者からの意見聴取を行ってきたところです。

矢印下にいただいていただきまして、資料真ん中に大きく3つの四角で、これまでの調査・検討の結果をまとめてございます。

一番左端、1点目、教育環境に関する保護者懇談会の結果ということで、5月16日と21日

の2日間にわたりまして、館岩地域の幼稚園、小学校、中学校の保護者さんを対象、また若者世代にも声をかけまして、懇談会を開催しました。

まず初めに、先ほど説明しました裏面の児童生徒数の状況、推計についてご説明をした後、その児童生徒数の減少に対応する対応案ということで、山村留学事業、隣接校との統合、小中一貫校、その他隣接校との交流などという方法がありますよということでお示した後、ざっくばらんな意見をいただきたいということで、懇談会を開催させていただいています。

(1) 長期山村留学に関する意見です。長期山村留学に関しましては「どのような子が来るか分からない不安」「毎年違う子が来ることで落ち着かなくなる不安」「都市部の子供を受け入れても複式学級は解消されず、教職員の負担が増える不安」というような不安の声がありました。

小学校ですと、2学級で16名以下になりますと複式学級、1年生を含む場合は8名以下になりますと複式学級というようなことになります。「今の現状で各学年2、3名ずつ受け入れても複式解消にはならず、逆に混乱する」というような心配の声がありました。

(2) 小中一貫校に関しまして「現状でも小中連携し活動していることから、抵抗はない」というご意見でした。現在でも運動会などで小中合同で開催しておりまして、中学生が小学生を助けたり、そういったことで一緒に活動していることから、このような発言がありました。一緒にの校舎で学び活動することで、教育の質を上げられる期待、このようなことが小中一貫校に関しての意見です。

(3) 他地域の学校との統合に関して、「地域の衰退や距離の問題から地域を分断する不安」高杖地域ですとか、あと松戸原地域ですとかということであると、高杖地域ですと荒海地域のほうに行ったほうが近くなりますし、松戸原ですと伊南小のほうに行ったほうが近くなるということで、地域の分断を不安視する声もありました。

最後になりますが「最終的には統合。ただ、今ではない」というような発言がございました。入学生は少ないですけども、3名、4名ですとか、一定数をずっと推移していく状況です。なので、いずれ将来的には統合しかないかもしれませんが、今ではないというような発言がございました。

真ん中の四角にいただいてまして、2、教育環境に関する保護者アンケート調査の結果ということで、懇談会に加えまして、懇談会に来られなかった方もいらっしゃいますので、広く意見を聴取するためにアンケート調査を実施しました。

学校がどのようなところであるべきかという問いに対しましては「多様な考えに触れ、資質

や能力を伸ばすところ」「人間関係を学ぶところ」という回答が多かったです。

2点目の問い、学校規模に満足しているかという問いに対しましては、「満足」または「どちらかという満足」が半数以上の回答でございました。

その次の問い、「小規模校対策は必要か」ということでは、前の問いで満足、どちらかという満足が半数以上だったんですけど、「対策は必要か」という問いに対しましては、ほとんどが「必要」96%が必要ですよという回答がありました。

小規模校対策はなぜ必要かということでの問いに対しましては「集団活動に支障」「コミュニケーション能力を身につけにくい」というような回答が多かったのですが、特徴的だったのが、小学生の保護者ほぼ全ての保護者が「教職員が少なくなる」というようなことで、対策が必要だというような回答がありました。現在、舘岩小学校は完全複式ですので、担任の先生3名しかおりません。というような状況を日々保護者が見ていて、このような回答につながったのかなというふうに考えております。

最後に、「どのような対策が必要か」という問いに対しまして、小中一貫校が29.5%、統合が31.8%、長期山村留学が22.7%というような結果になりました。

3点目です。庁内会議の協議・検討内容ということで、令和5年度から分室で担当させていただきましたが、分室、出先にありますので、大きな事業ということで部局横断的に検討する、準備する必要があるということで、庁内に山村留学実施チーム会議というのを設置させていただきました。副町長をトップに、総務課長と学校教育課長、舘岩総合支所長、舘岩振興課長、伊南総合支所長、南郷総合支所長をメンバーとして、おおむね月1回のペースでスケジュールを作成し、進捗状況を確認しながら協議をしてまいりました。その結果ということで、この実施チーム会議設置当初にまず大きな課題は何か、実施するために解決しなければいけない課題は何かということで整理をしたのが、(1)(2)(3)です。

(1)の拠点施設整備費に関して、①既存の町有施設の活用です。いろいろ検討しましたが、規模、地理的条件等で適合する施設はなしというような結果となりました。会津高原ホテルや舘岩地域にある保健センターなども候補に挙げていろいろ検討しましたが、維持管理経費の問題であったり、地理的条件、レッドゾーンにあるなどの理由から、適合する施設はないという判断をいたしました。

②さいたま市立舘岩少年自然の家の活用ということで、さいたま市児童生徒の利用計画が明らかになりまして、それによって町で考えている長期山村留学への活用はできないというような結果となりました。さいたま市の自然の家の活用については、舘岩少年自然の家の所長とも

何度も協議をさせていただきまして、さいたま市にとっても、さいたま市の子が自然豊かなところで生活をして学習するというメリットがあるということで、お互いにメリットがあるので、ウィン・ウィンの関係でさいたま市の少年自然の家の5部屋、数字も示していただいたんですが、5部屋ぐらいを長期山村留学に使用して、一緒にやっていくように協議していきましょうという申出もあったので、そちらで、町の財政の負担の軽減もありますので、さいたま市との協力により進めたいということで協議を進めてきましたが、ここに記載のとおり、今年の3月ですか、明らかになったと。さいたま市の児童生徒の利用の計画が明らかになって、自然の家は使えないというような状況になったところです。

さいたま市では、小学5年生が夏、中学2年生が冬、スキーに自然の家を利用して来るんですが、その活用ができないというような状況になりました。

(2) 年間の運営費に関して、令和2年度に公益財団法人育てる会というところに、山村留学の調査委託をしまして、そのときに運営費についても積算をしていただいております。その積算の項目をベースに、再度、今の現状の価格であったり、給料、賃金その他光熱費について改めて積算しました結果、支出額が5,436万7,000円、参加者負担等収入額が2,435万円ということで、町負担額は年間3,001万7,000円必要だという試算となりました。

歳入について、全国自治体の参加料なども参考にしながら、若干高めに設定はしたんですが、このような年間3,000万はかかるというような試算となりました。令和2年度の委託の結果でも、年間3,500万はかかるでしょうという結果でしたので、多分この辺の近い数字で必要になるということが判明いたしました。

国の交付金、デジタル田園都市交付金の活用も検討したんですが、これについては3年間の期限付、あと、過疎債、過疎対策事業債のソフト事業を充ててはどうかということを検討しましたが、これについても元利償還の負担を年々増やしていくというようなことになるというような整理です。

(3) ホームステイ受入れ家庭の確保について、これまで、短期山村留学を実施してきましたが、その都度、館岩地域の方々にお世話になりまして、ホームステイで受け入れていただきました。その際もかなり確保が難しく、昨年度、令和5年度については隣の伊南地域の家庭3家庭にも協力をいただいて、何とか短期の事業を実施してきたような状況です。高齢化も進んでおり、将来にわたって1年間を通してのホームステイ受入れ家庭の確保というのは難しいという判断をいたしました。

矢印下にいつていただきまして、方針。上記1、2、3を踏まえて長期山村留学は実施せず、

館岩地域の教育環境の維持のため、小中一貫校の設置を検討することとします。あわせて、保護者等からの要望が多かった町内の小中学校及びさいたま市の小中学校との交流を進め、交流人口の拡大を図っていきますということで、整理をさせていただきました。

これまで説明してきた内容と大きく変更がありましたので、時間をいただきまして説明をさせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 賛成する内容であるというふうに感じております。子供たちも、中学校の場合は学校の老朽化等を子供たちも懸念しております。先生も懸念しております。そんな中、館岩小学校は合併当時にいろいろ議論がありながらできた新しい学校で、非常に新しい建物。そこで、小中の一貫校とありますけど、連携するのか、併設とするのか、同じ建物内です。その方法はいろいろあると思いますけども、例えば1階部分中学生とか、2階部分小学生とか、それはどちらにするにしても、多少の改善の経費は必要だと思いますけど、子供たちが縦の社会の中で成長する、思いやりを持って成長したりとかという部分でも、一つの校舎の中で生活し、学ぶことは非常に重要だろうなというふうに思います。

それで、先日、模擬議会の中でも、館岩中学校の寒さとか、いろんな部分が子供たちから出ましたので、できるだけ、保護者も大体の方が進めてほしいというような考え方を持っているようでありますから、そこはぜひ早くに進めるべきなのかなというふうに思います。意見を申し上げます。

○山内 政議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「了解」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（５）館岩地域の教育環境の維持に関する方針についてを終わります。

次に、（６）下水道使用料の改定についてを議題とします。

説明をお願いします。

環境水道課経営係長。

○山内大和環境水道課経営係長 環境水道課経営係長の山内大和です。私のほうから下水道使

用料の改定についてご説明いたします。

資料6の下水道使用料の改定についてをご覧ください。

前回9月に開催されました全員協議会において、下水道使用料の改定の必要性について説明させていただきました。その中で、基本的な考え方として、下水道使用者と合併処理浄化槽利用者の費用負担を同程度にすることや急激な負担増を緩和するために上昇率を50%以内にするといったことを上下水道事業運営審議会の方向性として整理しまして、これまで協議を進めてきたところです。

今回につきましては、これまで開催された運営審議会において、改定額の算出方法などより具体的な金額について検討が行われましたので、ご報告いたします。

まず、1、使用料算定の原則についてご説明いたします。

地方公営企業法第17条の2第2項には「地方公営企業の特別会計においては、その経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされています。また、同法第21条第2項には「前項の料金は公正妥当なものでなければならない、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。

さらに、下水道法第20条第2項には、「それぞれ使用の態様に応じて妥当なもの」「適正な原価を超えないものであること」「明確に定められていること」などが定められております。

下水道使用料の算定においては、これら全ての要件を勘案して算定しなければならないとされております。

2ページ目をご覧ください。

こちらは、公益社団法人日本下水道協会で示されております主な下水道使用料体系についてまとめたものです。

南会津町については、下段の現行の表にありますとおり、基本使用料と従量使用料の二部料金制を採用しております。また、従量使用料については、使用水量により料金単価が上昇する逦増型を採用しております。

続いて、3ページ目をご覧ください。

ここからは、これまで開催された運営審議会の審議内容を踏まえながら説明させていただきます。

(2)の下水道使用料体系の設定についてですが、様々な使用料体系がある中で、現行と同じく基本使用料と従量使用料の二部料金制を採用したいと考えております。採用の理由について

ては文面のとおりであります。運営審議会においても「現行と同様の使用料体系が望ましい」との意見が出されているところです。

続きまして、3、適正な原価の算定についてご説明いたします。

令和5年度決算の経営状況を踏まえますと、令和9年度には資金不足になるというような見通しとなっております。

3 ページ目の下段、「下水道事業経営戦略 投資・財政計画」の数値を参考に、来年度から令和9年度までの3年間の経費回収率の目標を100%に設定して算出した結果、49%の使用料改定が必要になるというような試算が出ております。

現行の使用料2,090円の基本料に対しまして49%の改定を行うとなった場合、月額の使用料が約3,100円程度になります。基本使用料で整理しました上昇率50%以内ということではあります。月額1,000円を超える負担増ということになりますので、改めて現行の使用料対象経費における適正な原価というのを算定するため、日本下水道協会が発行しております下水道使用料算定の基本的考え方を参考として計算することといたしました。

4 ページ目で、適正な原価、いわゆる総括原価についてご説明いたします。

総括原価というのは、使用料で回収すべき費用の総額となっております。総括原価の内訳は、維持管理費と資本費から成っております。維持管理費には、人件費や動力費、修繕費、通信費が含まれており、資本費には支払利息や減価償却費が含まれております。

まず、総括原価を需要家費、固定費、変動費の性質別にそれぞれ分解する作業を行います。需要家費や固定費、変動費の内訳、科目については資料のほうをご覧くださいと思います。

続きまして、5 ページ目をご覧ください。

下水道事業の経営戦略において算定しました金額のうち、令和7年から令和9年度の3年間の合計額を基に計算しました。調定件数で約9万8,000件、有収水量が172万8,000立方、汚水処理費が5億4,220万円となっています。これらの数値を需要家費、固定費、変動費に分解しまして、基本使用料と従量使用料に配分した結果が5 ページ目の下段の算出結果となっております。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。

先ほど総括原価方式により算出した金額に対しまして、運営審議会としての検討結果を記載しております。

まず、基本使用料ですが、総括原価方式により算出した結果によりますと、現行使用料に対して34%の値上げが必要になると算定されました。今回の改定では、下水道使用者と合併処

理浄化槽利用者の費用負担を同程度にするという目標があり、また改定率も50%以内にする
と基本的考えで定めておりましたので、算出した結果から、10円未満を切り捨てた2,550円が
基本使用料として適当であると審議会で承認をいただいております。

なお、基本使用料には、現行の使用料体系と同様に、10立方の基本使用料を含むものとい
うことで計算しております。

続きまして、従量使用料について説明いたします。

5 ページ目の下段で算出された税別169円という単価がありますが、基本使用料に含まれる
10立方以内の使用水量についても賦課される単価となります。（例）をご覧ください。10立
方を利用した場合、従量使用料が基本使用料とは別に加算されますので、税込みで4,664円と
なります。基本使用料には、基本水量である一月当たり10立方も含むこととしましたので、
基本水量に含まれる有収水量を除いて算出した結果は1立方当たり314円、65%の値上げとな
ります。現行の従量使用料と比較して50%を超える改定率となることや、基本使用料も増額
となることから、今回の使用料改定については従量使用料に係る単価見直しを見送るべきであ
ると判断しまして、運営審議会のほうでも同様の意見が出されているところです。

一方、現行の使用料体系は、11立方以上の汚水量に対して3段階の従量使用料を設定して
いますが、大口利用者につきましては、汚水処理工程に動力費や薬品費など多くの費用が発生
していることを踏まえまして、200立方を超える大口使用者の区分を追加して、公平性の確保
に努めたいと考えております。

なお、段階ごとの通増料金は、現行と同じ10円ということで、運営審議会の承認をいただ
いております。

続いて、7 ページ目の消費税計算ですが、現行では消費税込みの単価で基本使用料と従量使
用料の算定の結果、10円未満の端数については切捨てとしています。ただ、インボイス制度
（適格請求書保存方式）の導入に伴いまして、税率や税額を表記することとなりましたので、
消費税抜きの単価で算出しまして、消費税計算による端数については円単位とすることで運営
審議会で承認をいただいております。

そして、基本使用料と従量使用料の検討結果をまとめたものが、7 ページ下段の使用料体系
（案）になります。

現行の使用料と比較ですと、基本使用料として715円程度増えるというところと、従量使用
料に201立方以上の区分を追加して、大口利用者には多く負担をいただくような計算になって
おります。

8 ページ目ですが、使用料が改正された場合の改定率や影響額についてご説明いたします。

単年度における経費回収率ということで、令和 5 年度の実績でいきますと 71.8% の経費回収率となっていますが、令和 5 年度の有収水量を基準として算出しますと、84.9% まで回復するというような見込みになっています。

本来であれば、目標値である 100% が望ましいというところではありますが、これまでの計算上、目標値を 100% にするということは、急激な負担増になりますので、今後の課題となるところです。

続いて、使用料単価につきましては、現在 1 立方当たり 210.6 円となっていますが、改定後は 266.3 円となり、改定率を 50% 以内にするという基本的考え方に合致するように設定しております。

年間の収入増加見込額ですが、約 2,241 万 3,000 円となります。ただ、令和 5 年度の有収水量を基準としての算定ですので、人口減少等を踏まえると見込額よりも低い金額になるのではないかと考えております。

参考までに、各料金体系の比較としまして、世帯ごとや使用水量ごとの影響額についても記載をしておりますので、ご覧ください。

最後になりますが、今後は 5 年ごとに下水道使用料の適正価格について検証を行いたいと考えております。

また、物価上昇等の影響によって 2 年連続で経費回収率が 80% を切る場合は資金不足になる可能性がありますので、適正な使用料金について適宜検証を行っていきたいと考えております。

下水道使用料の改定については以上となります。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（６）下水道使用料の改定についてを終わります。

次に、（７）物品購入契約の追認について（過去に購入した教師用教科書等の購入契約）を議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 学校教育課長の阿久津勝英でございます。

私からは、資料7の物品購入契約の追認についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、過去に購入しました教師用教科書等の購入契約についての内容となります。

それでは、まず概要についてご説明いたします。

過去に購入しました教師用教科書や指導書等におきまして、本来、地方自治法や南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格が700万円以上の財産の取得については契約前に議会の議決を経なければいけないということになっておりますが、その手続を経ずに購入していた案件が過去に4件あったことが判明いたしました。今回、このような事態が発生しましたことを重く受け止めまして、深くおわび申し上げます。

判明の経緯についてご説明を申し上げます。

他の自治体における同種の案件の新聞報道等を受けまして、過去に遡って契約事務手続を確認しましたところ、本町においても議会の議決を経ずに、教師用教科書、そして指導書等を購入した契約が判明いたしました。

次に、契約の内容についてご説明をいたします。

資料の中ほどにあります表をご覧くださいますと、4件の購入契約の内容が記されております。まず、平成27年が1件、令和2年も1件、そして令和6年が2件でございます。契約金額につきましては、表の中ほどにありますように、いずれも700万円を超えた金額になっております。契約の相手方につきましては、表の一番右側に記されておりますように、No.の1番から3番までが町内の渡部書店との購入契約となります。そして、これにつきましては田島地域4つの小学校に納入されたものになります。

そして、一番下のNo.4につきましては、只見町の米屋書店との購入契約となりまして、西部地域の3つの小学校に納入されました。なお、平成27年と令和2年にも同じく只見町の米屋書店との購入契約がございましたけれども、こちらについては700万円を超えていませんでしたので、議会の議決を要しない購入契約でございました。

次に、発生の原因でございますけれども、教師用教科書と指導書等は、1冊当たりの単価が数百円のものから数万円のものでございまして、町の歳出の科目上でいいましても、消耗品費として購入するものでありましたので、条例に規定されております動産の買入れには該当しないと誤認したことが原因であると捉えております。

今後の対応でございますけれども、今回の令和6年4回定例会に財産の取得の追認を求める議案を提出させていただきました。なお、先ほど契約の内容の表でご説明しました4件の購入契約について、それぞれ個別に議案として提出させていただいております。

最後になりますが、再発防止策でございます。まずは、議会の議決を経なければいけないということを、そういった財産だということをしっかりと改めて全庁に周知しまして、条例の趣旨を徹底したいと考えております。また、担当者間での事務引継ぎを確実に行うこと、そして契約事務手続を進める際のチェック体制を強化して、再度このようなことが起こらないように再発防止に努めてまいります。

以上で学校教育課からのご説明を終わります。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ最初に聞いておきますけど、監査委員も見落としていたということと理解してよろしいんですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

監査委員からのご指摘はございませんでした。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 監査委員に例えば提供する法令関係等の中には、このいわゆる発生原因の事項というのはお示ししているわけですか、監査委員には。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 大変申し訳ございません、もう一度ご質問、よろしいでしょうか。

○山内 政議長 9番、湯田芳博議員、マイクのほうに近づいて話していただけると。

○9番 湯田芳博議員 かなり近づいているわけなんですけど。

消耗品費として購入することからというふうに説明があって、実は動産の買入れでしたと。こういう規定を監査委員にお示ししているのかということです。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

その都度の購入についてのご説明はもちろんないわけなんですけれども、このときも購入に

当たっては消耗品費ということで購入はしたわけなんです、本来この条例に書かれているのは動産の購入というところで、動産の購入にまでは至らないだろうという判断を勝手にしてしまったところが一つの誤りだったというふうには理解していますが、監査委員のほうにはそういったところの説明はいたしておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 監査委員が監査項目をたくさん持って監査をするんでしょうけど、そのときの条例や規則やあるいは附則等についてはお示しをしているわけでしょう。その中には、今回発生した700万という数字を動産扱いにして議会に承認を得るものと、こういうのを既に監査委員は知っているのかということです。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

この件について、事前に監査委員のほうに内容の説明はしておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一々細かいところまで説明することもできないでしょうけど、いろいろ法令関係集というのがあると思うんです。その法令関係集の中のこの部分に、教育関係のいわゆる購買に関わる監査の規則なり条例がありますということをお示ししているのかということです。一々1回ごとにこれはこうですというんじゃなくて、全体としてお示ししているかと。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

1件ごとにお知らせはしていない状況でございます。ただ、地方自治法であつたり、町の先ほどありました条例の中に、例えば工事であれば5,000万円以上は議決が必要でと、車両で、ブルですとか、そういった機械、これは700万円以上ですので議会の議決に付しますということで、全体の概要は把握されているとは思いますが、ただ、今回のように消耗品までその対象になるかどうかというのは、我々執行部でもちょっと見落としている部分でございますので、もちろん監査のほうでこれが議決事項だということは多分確認されていないというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 人間がやることです、見落としや誤認はあることですが、実はこういうことが出てくると、その当時の担当者って大変卑屈になるものです。自分に全体的な

責任がないとしても、自分が担当だったときにこういうことが起こるといのは、非常に業務の執行責任としてはやっぱり不愉快ですよ。その不愉快をさせないためにしっかりチェック機能があるわけですので、ここは監査委員にこういうことでありましたが、こういうことを監査する際に項目として付け加えさせていただきますと、こういうふうにして訂正することだと思いますね。

それで、次に質問するのが、平成27年3月25日から令和2年3月25日までの間には、こういった関係の教科書というか指導書というのは、購入がなかったというふうに理解してよろしいんですか。それとも、そのときはそういう手続を取ったということなのか。どちらか教えてください。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

教科書の改定につきましては、基本4年に1回行われておりまして、ただし、この27年から令和2年の間は5年間になっているんですけども、これはちょっと特殊なことがあった関係で5年になっていますけれども、基本的には4年ごとに改正になりますので、4年ごとに購入が出るということになります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 つまりここに示されている契約年月日の間には購入はないと、こういう理解でよろしいですね。購入はなかったということですね。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 説明が少し足りませんでした。

これは小学校の購入でございますが、中学校がその次の年度に行われますので、例えば中学校でいえば平成28年、令和3年、そして実は来年度使用の令和7年度使用が今度議会のほうの補正予算で上げますけれども、それがその次の年に中学校分が上がってまいります。

〔発言する者あり〕

○阿久津勝英学校教育課長 失礼いたしました。

さらに、金額については700万円を超えるものではございませんので、今まで中学校は、どうしても学校数が少ないということもありまして、そこまでの700万円まではいかない金額でしたので、議決が不要でございました。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、最後にお聞きしますが、この平成27年3月25日以前

については確認ができなかったということなのか。それとも、適正に処理をされていたという認識なのか。どちらでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

それ以前については、金額のほうも700万円以下になっておりまして、議会の議決は必要ないという考え方でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる700万というのは、いつ決まったかは分かりませんが、これが今後条例として変わる。例えば1,000万とかですね、そういうことに変える要素、あるいはそういう要件というのがありますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちら条例で700万というのが定まっておるんですけど、これは自治法の施行令の中で700万という一定の基準がありまして、それを上回ってはいけない、そんな形でその基準が定められておりまして、今その基準と合わせた形で条例を制定しておりますので、地方自治法施行令が変われば、それに合わせた改正は必要だというふうに思っておりますが、今のところそういった改正の情報は入っておりませんので、今の形でいくことになるかと思えます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 なかなかやっぱり専門家といえども様々な基準が、整合性というのを見極めながら業務遂行をしていかなければならない。そういうことのときに、単純に事務引継ぎをしっかりとしていこうということだけではなくて、その事務引継ぎのいわゆるマニュアル等をしっかりとデジタル化しながら、誰にでも見える化をしていく必要があると思いますので、このところをしっかりとご検討されて、今後こういうことのないように、このことを強く求めて終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今ほどの件も、私もちょっと疑問に持ちましたが、私として契約の相手方について、分かりませんので、ひとつ教えてもらえたらと思います。南会津町は渡部書店、あと米屋書店ということで、只見町ということで挙がっているわけなんです、その書店とす

る事業所というのは、管内ではどのような書店があるのか。その辺をひとつお願いしたいと思っています。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

福島県内におきましては、県内の全ての学校の教科書を取りまとめる会社といたしますか、一般的な販売でいえば卸会社、卸の図書、本屋さんというところがありまして、株式会社福島県教科用図書販売所というところなんです、そこから指定を受けている書店というのが、郡内には2か所ございます。1つが渡部書店、そして只見町にあります米屋書店でございまして、南会津郡に関しては、東部地区といたしますか、田島地域と下郷町については渡部書店が担当する。そして、西部地区、只見町、檜枝岐村も含めたところについては只見町の米屋書店が担当するということに定められております。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（7）物品購入契約の追認について（過去に購入した教師用教科書等の購入契約）を終わります。

次に、（8）下水道使用料の賦課漏れについてを議題とします。

説明をお願いします。

環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 環境水道課長の遠藤知樹です。私から、下水道使用料の賦課漏れについてご説明いたします。

今回、下水道使用料の賦課漏れがあったことが判明いたしました。これにより、地方自治法に基づき遡及、つまり遡って下水道使用料の請求を行ったこと、またその一部が時効成立により徴収できなくなっているということをご報告いたします。

まず、概要でございます。概要といたしますか、これが把握できた分なんです、田島地域におきまして、アパートの入居者入れ替わりによる水道の異動届の提出があった際に、料金システムへの登録を行おうとした窓口業務を請け負っていただいているお客様センターの職員が、下水道処理区内の物件が下水道に接続していないということに違和感を覚えたのが始まりでございまして。通常、下水道処理区内であっても、合併処理浄化槽を使っておられる方、単独処理浄化槽の方がおられますので、下水道への接続履歴がなければ、そういった方だということで処理してしまうんですけれども、今回、違和感を覚えたものをそのままにしないで確認を行っ

たところ下水道への接続が確認され、令和4年から令和6年9月まで4戸分15万5,680円が賦課漏れになっているということが判明しました。

当該物件につきましては、平成14年に下水道への接続工事が行われてございまして、この際には1階部分、それから2階部分の1室だけが下水道への接続が開始され、2階部分の4戸分、4部屋分ですね、こちらについては令和4年まで空き家となっていた。このことから、下水道への接続状況が登録されていなかった。このため、賦課漏れとなったということでございます。

このことを受けまして、町内の下水処理区域内、同様の案件がないか調査を行いました。そうしたところ、新たに17戸699万7,460円の賦課漏れが発見され、このうち407万1,740円が時効となっていることが判明しました。この結果、賦課漏れは、さきに判明した分と合わせまして計21戸715万3,140円。このうち遡及賦課したのは308万1,400円、時効は407万1,740円となります。

一覧につきましては、資料8-2をご覧くださいと思います。こちらが一覧でございまして、建物ごとになってございます。既に転居されている方、転出されている方もございました。①の賦課漏れ額というのが、賦課しなくてはいけなかった額で、②が遡及して賦課することのできたもの、③が時効額ということでございます。

このような状態で時効になったものが400万ということで、かなり大きな金額であったということと、個人の方に請求した金額も5年間遡って請求してございますので、一番多い方で40万を超える請求を行うことになったということでございます。

この下水道使用料が賦課漏れになった原因につきましては、下水道使用料が賦課漏れになった原因は、時間が経過しているため、明確にこれだという原因が特定できない案件、それから複数の要因が重なっている案件がございましたが、主な理由は次のとおりだというふうに考えております。

まず、①下水道使用開始届が未提出であったということでございます。こちら、下水道接続工事完了後、入居者がおらず空き家状態となっていたことにより、下水道の使用開始届が提出されておりました。このことから、料金システムに下水道への接続情報が登録されていなかった。このことから、最初の入居者が水道の開栓に関する届出をする際に、下水道の開始届が提出されないと、賦課徴収の担当は下水道に接続されているとは思わず、結果として賦課漏れになってしまうというふうに考えられます。

また、下水道への接続工事後に下水道の使用が開始されたものの、下水道の使用開始届が何

らかの理由で提出されなかった。このため、賦課徴収の担当が把握できなかったのではないかと考えられる案件もありました。

資料８－２をご覧ください인데요、８－２の開始届というのが、この枠の左から３つ目にあります。開始届がなしとなっているのが、この開始届がなかった案件でございます。この開始届がなかったというのが一つ原因となっております。

ただ、一方で、この下水道開始届が提出されない場合であっても、排水設備の工事完了後に下水道への接続情報というのは料金システムのほうに登録が必要だったというふうに考えております。さらに、その下水道への接続工事が終了後に開始届が提出されなかった場合は、その提出を促しつつ、下水道使用料を賦課すべきところだったと考えておりまして、その事務を怠ってしまったことが原因であるというふうに考えております。

また、下水道処理区内で水道の異動届があった際には、下水道使用開始届が提出されなくても、生活排水の処理方式がどのようなものであるのか、これは改めて確認すべき事項であったというふうに考えております。

原因の大きな２点目でございます。こちらは担当による登録漏れだというふうに考えられます。こちらは下水道使用開始届、資料８－２にある「有」となっているものが開始届が出ているものなのですが、この開始届が出ている、担当者が接続情報の登録を失念してしまったという案件でございます。当時の担当に聞き取りを行いました、なかなか覚えている状態ではなく、中には下水道使用料の口座引き落としの手続を待って登録しようとしておったんじゃないかというような話もありましたが、単純にこれは登録漏れであったというふうに考えております。こちらにつきましては、使用開始届の提出があった場合、納付書の発布時にそれがちゃんと反映されているのかと、それを二重チェックすべきだったというふうに考えております。

現在までの対応といたしましては、賦課漏れになっていることが判明した方々には、個別に経過説明とお詫びをさせていただいた上で、地方自治法に基づき、最長５年遡及して請求させていただき、分割納入による納付というのをお願いしてございます。当然、かなり高額な請求になっている方もおられますので、「はい、分かった」という形には、納得という形になっておりませんが、全ての方々、説明をして最終的には仕方がないということでご理解いただいているところでございます。

再発防止につきましては、下水道の接続に関する申請の受付、確認を行う下水道担当、それから賦課徴収担当の間で排水設備工事の情報を共有していきます。また、先ほども申し上げましたが、水道の異動届があった際に、生活排水時の処理方式、こちらが下水道に接続されてい

るのか、合併処理浄化槽なのか、単独処理浄化槽なのか、くみ取りなのか、こちらは全て確認するようにして、賦課漏れを防止していきたい。併せて、上下水道の使用開始届等の届出があった際に、次の納付書の発布時に異動がちゃんと反映されているかというのを確認しております。

上記再発防止策を講じるとともに、同様の案件を発生させることのないよう、法令、条例に基づき適正な管理、事務執行を行うことで、再発防止を図ってまいりたいと考えております。今回、このような事務処理を行いまして、町民の方との信頼を損ねるような事態を引き起こしてしまった。それから高額な負担を改めてお願いするような事態になったということで、この場を借りておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上、私からの報告になります。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 私のほうから1点報告をさせていただきます。

今ほど説明がありました8番の下水道使用料の賦課漏れについて、それから1つ前の物品購入契約の追認について、この2つにつきまして、12月16日月曜日、来週の月曜日に公表予定でございますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先ほどありました適正な経費の回収ということで、3月に新たに34%の発布改定が行われるということがこの後続く中に、現在、これまで私すごく環境水道課、下水の処理区域の加入・未加入の問題等々、よくされていたというような記憶があるんですけど、かなりの期間過失してしまった部分があり、そして裏面の②に開始届が提出されていたにもかかわらず失念してしまった。失念とはうっかり忘れたという解釈なんだろうというふうに思います。とすると、これをうっかり忘れたために数百万の時効を迎えてしまったもの、これはやはり誰かが、その当時の担当者がいないのであれば、いないなりの責任を誰かが取るべきかなというふうに考えるんですけども、これは担当課長ではなくて、町長、副町長等の考えかと思いますけど、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まずは、今日はそういった事案があったということの報告でございます。こ

の後、それぞれ担当者への再度の聞き取りをして責任の所在を明らかにすると。その上で、これまでの町が行ってきた懲戒審査委員会において、どのような対応をするのか検討しなくてはならないと思います。場合によっては首長の報酬の減額というのも考えなくてはいけないのかなというふうに思っておりまして、今回の事案の金額の大きさ、それから町民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしたことについては、私自身も責任を感じているところであります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先ほど、お詫びをして遡及のお願いをするということで、40万以上になる個別のことがあるということですけど、これらの分割期間というのは、もちろん利息等はつけないと思いますけども、どのくらいの期間を考えて、個人個人に負担が本当に一番少なくて済むような分割方法を検討すべきというふうに思いますが、どのような形でやりますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

今回、皆さんに個別に訪問して説明をする際に、こちらから幾ら幾らということではなくて、幾らならばご負担にならないでお納めしていただけるでしょうかということでお話をしまして、かなり長期間になってしまう方もおりますが、中にはやはり年金暮らしの方もいらっしゃいますので、そこは相手の事情を考えながらやっております。

以上です。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○山内 政議長 ほかにありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今の説明の中で、違和感を覚えて、その違和感を覚えたことから調査は始まったというんですが、その違和感というのは、例えばどういう言葉で表現をされたんでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

単純に、下水処理区域内であるのになぜ下水につながっていないんだろう、その単純な疑問をそのままにできなかったというのが、今回の解消につながったというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私もそう想像したんですね。つまり、これは一人一人が個別の案件ではなくて、下水処理をする区域というか、あるいはそういう建物があるはずなんですね。した

がって、ある意味でいえば、利用者側というか、アパートに入居している側も知り得る情報の一つではあるんですよ。私はそう考えるんですね。必ずしも、町側で徴収を怠ったからと言いますが、下水処理をしている建物あるいは地域という認識があれば、そこで私たちは下水道の料金を払っていませんがどうなっていますかという問いかけだってあっていいんですが、それはなかったということで理解してよろしいですか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

まず、一般の方ですので、水道の手続が済めば下水のほうも済んでいるものだと、また下水道料金として改めて取られるものではなかったと思っていたんじゃないかなというふうにも思っております。ただ、そのアパートに入居されている方は、今回ご説明をさせていただいて、その際に話をしていたところ、合併処理浄化槽だと思っていたという言葉もあったので、いろんな情報がちゃんと整理されていなかったんだらうなというふうに思っております。ただ、我々もやはり情報をちゃんと整理をして、お互いこういったことがないようにチェックすべきだったというのが大きな反省点だというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これまでの説明にあるとおり、私たちが議会を通して調査をし、そしてその案件を一つ一つ整理しながら、例えばですが、町民の方にこういうことですよという説明というのはなかなか難しい。はっきり言って困難性が高いと思います。そういう中で、私は先ほど下水道使用料の改定についてのときに非常に違和感を持ったんです。ここで能率的な経営の下にという説明をされたんですが、これは非常に漠然としていて、じゃ、能率的な経営とは何事と、どういうことなんでしょうかと、基準がありますかと、こういう感じを持ったんです。

私は執行体制、環境水道課のみならず、そういう様々な国の政策決定が細部にわたって変わっていく、こういう中で、職員が責任持っていわゆる信頼を失わないような業務執行をできるようにするには、やはりこの能率、つまり配置を十分に整えておくことが、その基準がやっぱり町、その町、自治体によって違っていい。そういうことを国に要望しながら、しっかりと職員をある意味では余裕を持って、いろいろなものを立ち止まって考えられるような体制をつくるのが望ましいんじゃないかと思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご指摘のとおりだと思います。我々のほうでも、やっぱり今、日々の業務に追われているなというふうに職員を見ていて感じます。単なる人員を増やすということではな

くて、今やっている中で整理できるものがあるのか。それから、新たに振り分けるものがあるのか。そういうったところもやっていなくちゃいけないし、組織としても効率的な業務というところだけではなくて、見逃しがちなこういったミスが起きないか、再度職員の中に注意喚起をしながら、再発防止に努めなくてはならないと、このように思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 気づいたときがスタートラインです。いろいろ心に残ることはあるかもしれませんが、新たなスタートラインに立ったと思って、しっかりと業務を自信を持って進めていただくことを強く求めて終わります。

○山内 政議長 そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（8）下水道使用料の賦課漏れについてを終わります。

町長からの協議議題は全て終了しました。この後、執行部の皆さんは退席となります。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

この後、会議は議員のみで行います。議員の皆さんはそのままお待ちください。

————— ◇ —————

◎会議時間の延長

○山内 政議長 間もなく5時になりますので、ここで5時過ぎてもこの会が成立するというようなことで、延長手続をしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

————— ◇ —————

◎その他

○山内 政議長 次に、その他、南会津町議会議場スクリーン活用実施要綱の準用についてを議題とします。

私、議長より説明を申し上げます。

南会津町議会議場スクリーン活用実施要綱についてをお諮りします。

今定例会一般質問において、9番、湯田芳博議員から執行部に写真提示の要請がありました。執行部では、写真を議場スクリーンで提示したい旨のお尋ねがありました。事務局内で検討を行い、議運委員長とも協議をし、直近の、今日であります、議員全員協議会で協議することとなりました。

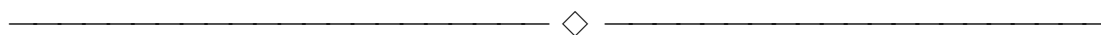
内容につきましては、今皆さんのお手元に配付をしました資料の第2条第2項の「パソコンの操作は、指定された操作補助者（議員）が行う」そのところを今議会では館岩総合支所長が行うこととしたいので、ご了承をお願いしたいと思います。

ただいまの説明内容につきまして、質問、ご意見等がありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようでありますので、それでは、18日の9番、湯田芳博議員からの一般質問に対する執行部からの答弁において、議場スクリーンの利用を許可したいと思います。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で本日の議題等は全て終了しました。

これを持ちまして、令和6年第5回……

〔発言する者あり〕

○山内 政議長 ちょっと待ってください。

局長。

○星 博文議会事務局長 先日、議運で議題に出た内容については、今議会中に文書で配付するというお話をしたので、この後の正副常任委員長会議で説明をして、月曜日の常任委員会の際にそれぞれの委員長から配っていただくという予定で考えています。

○山内 政議長 以上で本日の議題等は全て終了しました。

これを持ちまして令和6年第5回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時59分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政